

XXIII. ノルウェー王国
(Kingdom of Norway)

<目次 ～ノルウェー～>

第1章 市場環境の特徴.....	2
第2章 金融制度概要.....	3
1. 金融機関の種類.....	3
(1) 商業銀行(commercial banks, forretningsbankenes)	5
(2) 貯蓄銀行(savings banks、sparebanker)	6
(3) 外国銀行支店(Norwegian branches of foreign banks and credit institutions).....	7
2. 監督官庁と指導体制	8
3. ノルウェーの金融制度の特徴	9
(1) 政府年金基金(Government Pension Fund).....	9
(2) ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway, KBN).....	12
4. 預金保険制度の枠組み.....	13
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制.....	13
第3章 郵便貯金の概要.....	14
1. 郵便貯金の設立目的・沿革概要	14
2. 組織・経営形態.....	16
(1) 経営形態.....	16
(2) 金融サービス提供の形態	18
(3) 窓口取扱時間	19
3. 主な業務内容	20
4. 会計基準と財務諸表	20
第4章 ノルウェーにおけるリテール金融の特徴.....	23
1. ノルウェー・ポスト	23
(1) DNB 銀行のブランド名を用いた銀行サービスの提供	23
(2) 政府による費用負担.....	24
2. 貯蓄銀行.....	24
(1) 貯蓄銀行の特徴.....	24
(2) 主な貯蓄銀行	24
3. リテール金融機関の位置づけ	25
4. 個人の金融資産・負債の動向	25
(1) 預金等の受け入れ.....	26
(2) 資金の貸し付け等	27
第5章 最近の金融動向と今後の展望.....	28
1. 最近の金融動向.....	28
(1) 国際的な金融規制枠組への参画	28
(2) 金融サービスの動向	29
(3) 郵便貯金の動向.....	31
(4) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況.....	32

2. リテール決済の動向.....	34
(1) キャッシュレス化の状況	34
(2) モバイル決済の利用動向	36
(3) リテール決済に関する規制	37
(4) 政府によるフィンテック対応	37
3. 今後のリテール金融機関の展望.....	38
(1) 業界をあげたリアルタイム決済のソリューション開発.....	38
(2) 国内外で進みつつある統合や連携の動き	39
＜出所資料一覧＞	40

＜ 略語集 ＞

略語	原語	日本語訳
BIS	Bank for International Settlement	国際決済銀行
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建及び破綻処理に関する指令
CET1	Common Equity Tier1	普通株等 Tier1
CRD IV	Capital Requirements Directive IV	第四次資本要求指令
CRR	Capital Requirements Regulation	資本要求規則
DGSD	Deposit Guarantee Scheme Directive	預金保険スキーム指令
DSIBs	Domestic Systematically Important Banks	システム上重要な金融機関
ECs	Equity Certificates	出資証券
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
EFTA	European Free Trade Association	欧州自由貿易連合
EU	European Union	欧州連合
FSB	Financial Stability Board	金融安定理事会
GPFG	Government Pension Fund Global	政府年金基金－グローバル
GPFN	Government Pension Fund Norway	政府年金基金－ノルウェー
IFRS	International Financial Reporting Standard	国際会計基準
KBN	Kommunalbanken Norway	ノルウェー地方金融公社
NMI	Nordic Microfinance Initiative	ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ
NOK	Norwegian Krone	ノルウェー・クローネ
Norfund	Norwegian Investment Fund for Developing Countries	ノルウェー途上国投資ファンド
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PCCs	Primary Capital Certificates	出資証書

第1章 市場環境の特徴

図表 1: ノルウェーの概要

分類	項目	
一般事情	面積	38.6 万平方キロメートル (日本とほぼ同じ)
	人口	536 万人 (2019 年、IMF)
	首都	オスロ
	民族	ノルウェー人 94.4% (2007 年推計)
	言語	ノルウェー語
	宗教	福音ルーテル派が大多数を占める
	在留邦人数	1,156 人 (2017 年 10 月)
政治体制・内政	政体	立憲君主制
	元首	ハラルド 5 世国王 (1991 年即位)
	議会	一院制 (任期 4 年解散なし。議席数 169)
	首相	アーナ・ソールベルグ
経済	主要産業	石油・ガス生産業、電力多消費産業(アルミニウム、シリコン、化学肥料等加工産業)、水産業
	GDP	4,176 億ドル (2019 年、IMF)
	1 人あたり GDP	77,975 ドル (2019 年、IMF)
	実質 GDP 成長率	1.9% (2019 年、IMF 推計)
	通貨	ノルウェー・クローネ(NOK)。1 ドル=8.78NOK、1NOK=12.43 円(2019/12/31)



(出所) IMF、外務省、ノルウェー中央統計局、みずほ銀行公示相場等をもとに作成

図表 2: ノルウェーの主要経済指標

	単位	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
人口	万人	484	491	497	504	510	516	521	525	529	532	536
名目GDP	億ドル	3,862	4,288	4,983	5,095	5,228	4,984	3,858	3,688	3,984	4,342	4,176
1人あたりGDP(名目)	ドル	79,747	87,356	100,197	101,130	102,577	96,658	74,115	70,224	75,307	81,550	77,975
実質GDP成長率	%	-1.7	0.7	1.0	2.7	1.0	2.0	2.0	1.1	2.3	1.3	1.9
消費者物価上昇率	%	2.2	2.4	1.3	0.7	2.1	2.0	2.2	3.6	1.9	2.8	2.3
経常収支	GDP比%	10.7	11.0	12.4	12.5	10.3	10.5	7.9	4.0	5.7	8.1	6.9
財政収支	GDP比%	10.3	11.0	13.4	13.9	10.8	8.8	6.1	4.0	4.9	7.3	7.6
政府債務	GDP比%	42.0	42.3	28.9	30.0	30.4	28.4	32.9	36.4	36.9	40.0	40.0

(出所) IMF "World Economic Outlook October 2019"をもとに作成

第2章 金融制度概要

ノルウェーにおける金融機関(financial institutions, finansieringsvirksomhet)は、金融活動、金融機関等といった金融機関全般に適用される1988年6月10日付け「金融活動と金融機関に係る法律」(Act on Financing Activity and Financial Institutions (Financial Institutions Act), Lov om finansieringsvirksomhet og finansinstitusjoner (finansieringsvirksomhetsloven)、金融機関法)及び1961年5月24日付け貯蓄銀行法(Act on Savings banks, Sparebankloven)、1961年5月24日付け商業銀行法(Act on Commercial Banks, Forretningsbankloven)及び1988年6月10日付け保険法(Act on Insurance Activity, Forsikringsvirksomhetsloven)、更に預金保険法(Act on Guarantee Schemes for banks, insurance companies and public administration etc. of financial institutions, Banksikringsloven)といった法律が適用されてきたが、金融サービス分野での変革、EU 法制の実施と国内法制への包含等といった課題への対応に従来の法体系では困難となってきた。そこで、各法律の内容をほぼ踏襲しつつ、金融法制の理解を容易にし、金融機関及び規制当局にとって使い勝手の良い内容とした「金融企業法」(Law on Financial Institutions and Financial Services (Financial Undertakings Act), lov om finansforetak og finanskonsern (finansforetaksloven)、2015年4月10日成立)を従来の法律に代え、2016年1月1日から施行している。この新たな法律において、EU 自己資本規制の資本要求の規定、金融機関(financial institutions)の定義を包括的な金融企業(financial undertakings or enterprises)とする規定等が含まれている。

1. 金融機関の種類

金融企業法では、金融活動を行うことができる金融企業として、以下の6種の業態を規定している(図表3)¹。

- ① 銀行(bank, bank)
- ② モーゲージ会社(mortgage companies, kredittforetak)
- ③ 金融機関(financial institutions, finansieringsforetak)
- ④ 保険会社(insurance undertakings, forsikringsforetak)
- ⑤ 年金会社(pension companies, pensjonsforetak)
- ⑥ 金融グループの持株会社(holding companies in financial groups)

上記に加え、支払機関(payment institutions, betalingsforetak)及び電子マネー機関(e-money institutions, e-pengeforetak)として許可を得た企業等も金融企業に含まれる。

¹ 金融企業法 Chapter1 Section1-3

図表 3: ノルウェーにおける金融機関の業態別分類 (2018 年 12 月末)

業態		機関数	根拠法	特徴
銀行 (Banks)	商業銀行 (Commercial banks)	26	金融 企業法	伝統的に企業貸付を中心に行ってきたが、近年リテールにも注力
	貯蓄銀行 (Savings Banks)	98		貯蓄を奨励するため預金者から預金を受け入れる機関。個人・中小企業へのリテール金融を主要業務とする
	外国銀行支店 (Norwegian Branches of Foreign Banks and Credit Institutions)	35		北欧系銀行の支店が資産額・預金残高の面で存在感が高い
ファイナンス会社・モーゲージ会社 (Finance Companies and Mortgage Companies)		61		商業銀行・貯蓄銀行のいずれでもなく、かつ保険法の適用も受けず、ローンの仲介を行う
金融機関 (Financial Institutions)		n/a		
保険会社 (Insurance Companies)	生命保険会社 (Life Insurers)	12		従来は保険法(Insurance Act)が規定
	損害保険会社含ローカル火災保険組合 (Non-life Insurers,incl. local fire insurance associations)	56		
	その他の保険会社	5		
	外国保険会社支店 (Foreign insurers' branches)	28		
年金基金 (Pension Companies)	民間年金基金 (Private Pension Funds)	50		
	公的年金基金 (Municipal Pension Funds)	37		
	年金スキーム (Pension Scheme)	1		
持株会社 (Holding Companies)		15		
支払機関 (Payment Institutions)		16		クレジットカード・デビットカード決済・送金サービスなどを行う
電子マネー機関 (E-money Institutions)		6		電子貨幣決済等を行う、銀行や他の金融機関に該当しない機関

- (注) 「外国銀行支店に関する法令」については、本報告書第 2 章 1.(3)を参照。
 その他の保険会社:Local marine Insurance associations, Local fire Insurance associations, Insurance intermediaries
 年金基金:Private pension funds, Municipal pension funds, Pension schemes
 銀行と保険会社について、ノルウェー資本の在外支店は記載していない。
- (出所) ノルウェー金融監督庁 “ANNUAL REPORT 2018”、「ファイナンス・ノルウェー(Finance Norway)」
 (ノルウェーの貯蓄銀行協会及び金融サービス協会が設立した業界団体による金融統計) ²をもとに作成

² <https://www.finansnorge.no/en/index/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

金融機関のうち、銀行には(1)商業銀行と貯蓄銀行、(2)本店を他国に有する
 与信機関の支店(Norwegian branches of foreign banks and credit institutions、
 外国銀行支店)がある。各都市で設立された貯蓄銀行が古くから発達しており、
 機関数において商業銀行を大きく上回っている(図表 4)。銀行業免許申請はノ
 ルウェー金融監督庁に提出され、審査および銀行業免許付与はノルウェー財務
 省が行う。

図表 4: ノルウェーにおける銀行の概要 (2018 年 12 月末)

	機関数	本支店数	総資産 (億 NOK)	預金残高 (億 NOK)
商業銀行	26	315	23,986	11,964
貯蓄銀行	98	676	14,591	9,008
外国銀行支店	35	n/a	n/a	n/a
合計	159	991	38,577	20,972

(注) 合計の欄は商業銀行と貯蓄銀行の合計値。本支店数は 2015 年時点での数字。

(出所) ノルウェー金融監督庁 “ANNUAL REPORT 2018”、
 「ファイナンス・ノルウェー」をもとに作成

(1) 商業銀行(commercial banks, forretningsbankenes)

商業銀行は、金融企業法施行前の商業銀行法(Act on Commercial Banks in Norway (Commercial Banks Act), Lov om forretningsbanker)を根拠法として設
 立された銀行で、「預金者から預金を受け入れることを業務とする全ての機関
 のうち、ノルウェー中央銀行(Norges Bank)と貯蓄銀行、特定の法令に基づき
 設立された銀行その他の機関を除くもの」とされていた³。現在は金融企業法を
 根拠とする銀行に含まれる。

商業銀行は伝統的に企業向け貸付に焦点を当ててきたが、近年はリテール金
 融の強化を図っている⁴。

総資産額等が公開されている商業銀行 26 行のうち最大のものは DNB 銀行
 (DNB Bank ASA) である(図表 5)。同行は、国内最大の金融グループである DNB
 グループ(DNB ASA)の中核をなし、総資産は 1 兆 9,307 億 NOK に達する (2018
 年 12 月末)。DNB 銀行は 2014 年まで貯蓄銀行として分類されていたが、その
 根拠とされた DNB 貯蓄銀行財団(The Savings Bank Foundation DNB)の保有
 比率が 10%を下回ったことから、2015 年以降、商業銀行とみなされている⁵。

³ 商業銀行法 Section 1

⁴ 報道資料 “Norwegian banks and bank accounts”
<https://www.justlanded.com/english/Norway/Norway-Guide/Money/Banking> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁵ ファイナンス・ノルウェー “Annual Accounts for Commercial Banks 2018”
<https://www.finansnorge.no/en/statistics/banking-sector/Key-figures-for-Norwegian-banks/Norwegian-Commercial-Banks---Key-figures/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

図表 5: 商業銀行の総資産・預金・貸出 (2018 年 12 月末)

	総資産額 Total assets	預金残高 Deposits from customers	貸出残高 Total loans
		(億 NOK)	
DNB Bank ASA	19,307	9,163	8,021
Santander Consumer Bank AS	1,474	546	1,286
Sbanken ASA	619	495	448
Bank Norwegian AS	502	391	395
Gjensidige Bank ASA	386	234	269
BNbank ASA	288	149	159
OBOSBanken AS	257	171	179
Landkreditt Bank AS	241	175	200
Storebrand Bank ASA	200	144	100
Pareto Bank ASA	156	76	117
KLP Banken AS	139	107	95
Komplett Bank ASA	97	74	83
Eika Kredittbank AS	59	44	38
Voss Veksel-og Landmandsbank ASA	52	33	46
Bank 2 ASA	49	39	35
Monobank ASA	49	41	38
Instabank ASA	34	28	25
Easybank ASA	32	26	26
BB Bank ASA	15	10	13
MyBank ASA	9	7	6
Næringsbanken ASA	5	4	4
Optin Bank ASA	5	4	2
Kraft Bank ASA	5	2	4
BRABank ASA	3	1	1
DeBank ASA	2	1	1
Aprila Bank ASA	1	n/a	n/a
合 計	23,986	11,964	11,594

(出所) ノルウェー金融監督庁 “ANNUAL REPORT 2018”、「ファイナンス・ノルウェー」をもとに作成

(2) 貯蓄銀行(savings banks、sparebanker)

貯蓄銀行は、金融企業法施行前の貯蓄銀行法(Savings Banks Act, Lov om sparebanker)により、「貯蓄を奨励するため預金者から預金を受け入れる機関であって、集めた資金を自由に管理するが、創業者その他の者が「出資証書」(Primary Capital Certificates, PCCs)の出資額以上の利益(profit of the business beyond interest, if any, on primary capital certificates)配分に対する権利を持た

ない機関⁶」として設立された銀行である。

貯蓄銀行は 20 人以上、あるいは 1 以上の自治体により設立可能である。設立時の最低資本金については商業銀行と同様の規定⁷が課せられているように、貯蓄銀行は競争上、商業銀行と同等に扱われ、リテール金融のほか中小企業金融等を行う。

ノルウェーでは、貯蓄銀行が機関数において商業銀行を大きく上回っている。2018 年 12 月末で、98 行の貯蓄銀行が営業を行っている⁸。貯蓄銀行は 1822 年に初めて設立されたが、1840 年代から既に商業目的を強固に追求していたと言われている⁹。

貯蓄銀行のうち最大のものは Spare Bank 1 SR – Bank ASA であり、総資産は 1,809 億 NOK である(2018 年 12 月末)¹⁰。

国内全ての貯蓄銀行は業界団体のノルウェー貯蓄銀行協会(Norwegian Savings Banks Association, Sparebankforeningen)に加盟しているほか、貯蓄銀行の多くは貯蓄銀行連合を組織している。代表的な連合である“Eika”には 64 行、“Alliansefrie”には 17 行、“SpareBank 1”には 15 行が加盟している¹¹。

貯蓄銀行は、もともと会員個人により設立・保有される形態をとっていたが、1988 年には、Equity Certificates(ECs)¹²の発行により外部資本を受け入れることができるようになり、これまで 39 行が ECs を発行している¹³。

貯蓄銀行の一部では、財団(foundations)が主要株主の一角を占めている。ノルウェーの貯蓄銀行財団・金融財団は、2001 年に制定された財団法(Foundation Act of June 15th 2001)によって規定されており、財団を管轄する政府機関は、ノルウェー宝くじ・財団庁(Norwegian Gaming and Foundation Authority)である。

(3) 外国銀行支店(Norwegian branches of foreign banks and credit institutions)

外国銀行支店に関する主要な法令には、「欧州経済領域¹⁴(European Economic Area, EEA)等に本店を有する銀行及び他の与信機関の支店に関する規則第 326 号(Regulation no 326 on branches of banks and other credit

⁶ 貯蓄銀行法 Section 1

⁷ 同法 Section 2

⁸ ノルウェー金融監督庁“ANNUAL REPORT 2018”

⁹ 今井譲『福祉国家の金融システム改革』中央経済社(2007)

¹⁰ ファイナンス・ノルウェー “Annual Accounts for Saving Banks 2018”

<https://www.finansnorge.no/en/statistics/banking-sector/Key-figures-for-Norwegian-banks/Norwegian-Savings-Banks---Key-figures/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

¹¹ ノルウェー貯蓄銀行協会 “Medlemmer”

<http://www.sparebankforeningen.no/en/members/medlemmer/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

¹² 発行当初、EC は出資証書(Primary Capital Certificates, PCCs)と呼ばれていたが、2009 年に現在の名称に変更された。

¹³ ノルウェー貯蓄銀行協会 “Banker med egenkapitalbevis”

<http://www.sparebankforeningen.no/en/egenkapitalbevis/banker-med-egenkapitalbevis/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

¹⁴ 欧州経済領域とは、EU と、EU 非加盟で欧州自由貿易連合(European Free Trade Association, EFTA)に加盟するノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン・スイスのうち、スイスを除いた 3 か国を地域統合させる枠組みであり、1992 年に EU と EFTA6 か国が設立協定を締結した。

institutions having their head offices in another state in the European Economic area, etc.)」や、「外国に本店を有する銀行支店の行政管理に関する規則第 1102 号(Regulation no 1102 on Public Administration of Branches of Banks with their Head Offices in Foreign Countries)」等がある。

ノルウェーに拠点網を有する主な外国銀行としては、**フィンランド**のノルデア銀行(Nordea Bank)¹⁵、スウェーデンのハンデルスバンケン(Handelsbanken)、デンマークのダンスケ銀行(Danske Bank)が挙げられる。

2. 監督官庁と指導体制

ノルウェーの金融監督においては、ノルウェー金融監督庁(Financial Supervisory Authority of Norway, Finanstilsynet)とノルウェー中央銀行(Norges Bank)が中心的役割を果たしている。

ノルウェー金融監督庁は、金融市場の監督と規制のために設立された公的機関であり、法律や国際基準、財務省が定める要件などに基づき銀行、住宅金融専門会社、保険会社、年金基金、投資会社等に対する規則等の策定と監督を行っている。

同庁は、金融機関等監督法(Act on the Supervision of Financial Institutions etc. (Financial Supervision Act), Lov om tilsynet med finansinstitusjoner mv. (finanstilsynsloven))に基づき監督権限を付与され¹⁶、監督対象となる金融機関への課金により運営されている。組織構造として、5 名からなる委員会(board)が運営を行う¹⁷。

もともと貯蓄銀行の力が強かったノルウェーにおいては、1880 年代、国内で銀行危機が生じた際に銀行監督機関の必要性が議論されていたものの、地方選出の国会議員等の反対にあい、1900 年に財務省所管による貯蓄銀行検査官が任命された。その後、1980 年代の金融の自由化に伴い、1983 年に銀行検査官と証券ブローカー監督局が合併した。その後、広範な金融機関の監督を目的に、1986 年にノルウェー金融監督庁の前身である銀行・保険・証券委員会(Kredittilsynet)が設立された。2009 年 12 月 21 日に銀行・保険・証券委員会はノルウェー金融監督庁に名称を変更している。

ノルウェー金融監督庁は 4 年ごとに金融規制監督に関する中期戦略を策定しており、2014 年 12 月に 2015-18 年の戦略 “Strategy 2015-2018”を発表した。同戦略では欧州連合(European Union, EU)及び欧州経済領域(European Economic Area, EEA)による域内金融統合、欧州債務危機の影響は軽微であったものの依然として油価の変動に対し脆弱なノルウェー経済、金融サービスに関する技術的進展と業務上のリスクの増大といった今般のトレンドに鑑み、①銀行と年金機関(pension institutions)に対する健全性監督、②マクロ健全性監督、③決済システムその他の金融インフラの監督、④年金貯蓄・ミューチュアルファンドその他の金融商品のアドバイザーや販売に対する監督の 4 項目を優先度の高い監督活動(supervisory activities)として位置づけた¹⁸。さらに

¹⁵ ノルデア銀行は 2018 年に本社をスウェーデンからフィンランドに移転した。

¹⁶ 国王はノルウェー金融監督庁の権限に規制を加えることが可能である。

¹⁷ 金融監督法 Section 2

¹⁸ ノルウェー金融監督庁 “Strategy 2015-2018”(2014 年 12 月)

2019 年 2 月に発表した“Strategy 2019-2022”では、⑤反マネー・ロンダリング規制の遵守に対する監督、が優先度の高い監督活動に付け加えられた¹⁹。

ノルウェー中央銀行は 1816 年 6 月に設立された。経済と物価の安定を任務とし、インフレ率目標値に基づく金融政策の実施、銀行間決済システムの提供、ノルウェー政府の年金基金の運用などを行っている。金融監督庁の運営委員会(board)に対し、同行からオブザーバーが派遣される²⁰。

3. ノルウェーの金融制度の特徴

ノルウェー特有の金融制度の特徴として、公的年金基金の政府年金基金(Government Pension Fund)や、ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway, KBN)といった公的金融機関の存在が挙げられる。

(1) 政府年金基金(Government Pension Fund)

政府年金基金は「政府年金基金法(Government Pension Fund Act, Lov om Statens Pensjonsfond)」に基づき、財務省(Ministry of Finance)の規制の下で運用されるソブリンファンド(sovrenign wealth fund)である。

同基金は国内資産を主な投資対象とする「政府年金基金－ノルウェー」(Government Pension Fund Norway, GPFN)と、海外資産にも積極的に投資する「政府年金基金－グローバル」(Government Pension Fund Global, GPFG)からなる。

いずれも財務省の委託を受けて、前者については財務省傘下の投資マネジメント機関である国民保険基金(Folketrygdfondet)²¹が、後者はノルウェー中央銀行の投資部門であるノルウェー中央銀行投資マネジメント(Norges Bank Investment Management)が運用を行っている²²。

GPFN の運用資産総額は、2,392 億 NOK であり、2018 年のリターンは 0.4% 減であった(2018 年 12 月末)。運用対象の株式・債券の内 85% をノルウェー企業、残り 15% を北欧諸国企業に分散している。オスロ証券取引所(Oslo Stock Exchange)の上場株式のうち 5.1% を保有する(2018 年 12 月末)²³。

GPFG は石油収入を原資としており、将来的な石油資源の枯渇やノルウェー経済の縮小、高齢化に伴う年金資産の先細りなどに対応することを目的に運用されている。準備基金としての性格を明確にするため、2006 年に前身である石油基金(Petroleum Fund、1990 年設立)から現在の名称に変更された。

2018 年 12 月末の GPFG の運用資産は 8 兆 2,560 億 NOK であり(図表 6)、ソブリンファンドとしては世界最大規模である。従来は株主総会翌日に議決権行使結果を開示していたが、2014 年 8 月には一部の会社について議決権行使内容について事前開示する方針を公表するなど、ガバナンス活動の強化を図つ

¹⁹ ノルウェー金融監督庁“Strategy 2019-2022”(2019 年 2 月)

²⁰ 金融監督法 Section 2

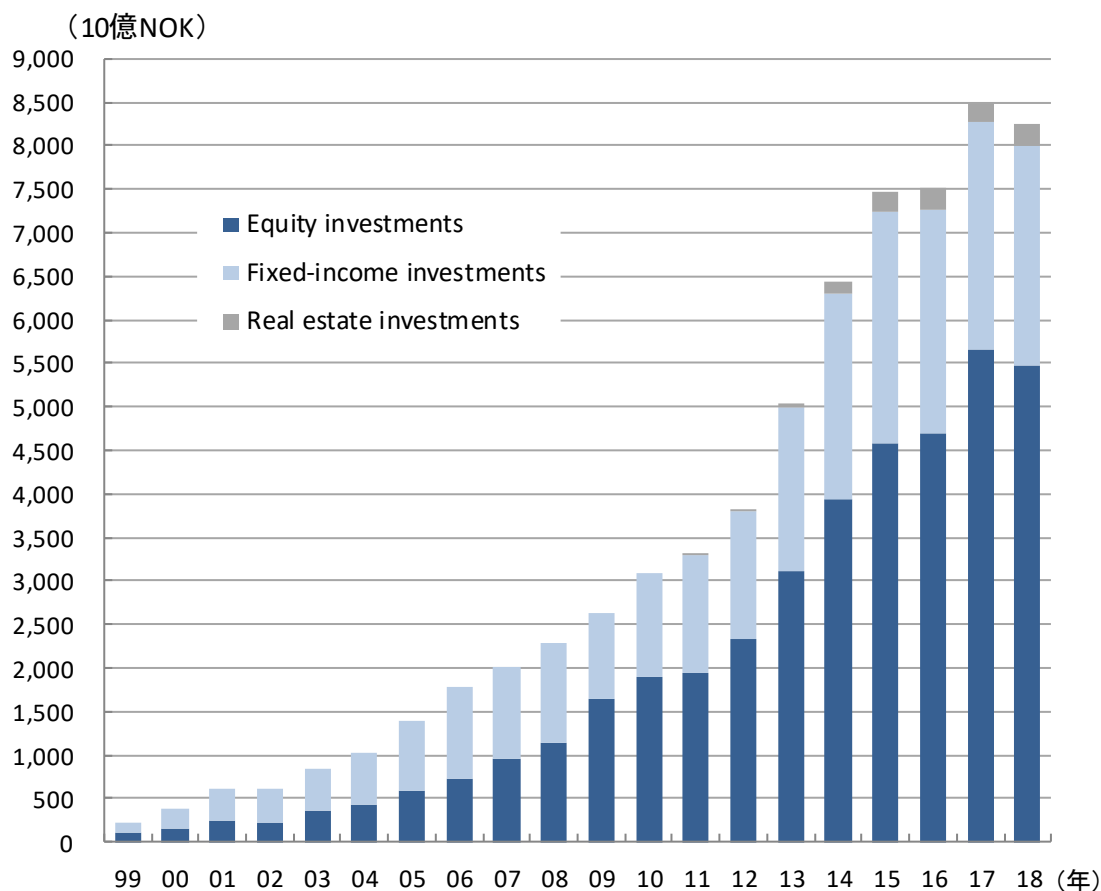
²¹ 政府保険基金(National Insurance Scheme Fund, Folketrygdfondet)は 1967 年に設立されたが、2006 年に政府年金基金－ノルウェー(GPFN)と政府年金基金－グローバル(GPFG)を合わせた上位機関として政府年金基金が設立されたことから、GPFN を管理する組織となった。

²² 政府年金基金法 Section 2

²³ 国民保険基金(Folketrygdfondet)“Årsrapport og eierapport 2018”

ている。

図表 6: GPFG の運用資産推移



(注) 各年 12 月末。

(出所) 政府年金基金グローバル“Annual Report 2018”より作成

同基金は日本の株式や債券へも投資しており、日本の株式・債券へのアロケーションは **9.1%** で、これは米国・英国に次ぐ割合である。そのうち日本株への投資残高は、全体の **5.8%** で、これも米国・英国に次ぐ投資先となっている。また債券の投資残高については、日本国債を **2,372 億 NOK** 保有しており、債券投資の中では米国、英国に次いで多い(**2018 年 12 月末**)²⁴。

2015 年 10 月 にノルウェー中央銀行投資マネジメントは日本の不動産投資を目的とする拠点を東京に開設した²⁵。不動産投資チームである「ノルウェー中央銀行不動産マネジメント」(Norges Bank Real Estate Management)が業務を担当する。

GPFN・GPFG はいずれも責任ある投資(responsible investment)や社会的責任投資の観点から、積極的株主行動(Active Ownership)を重視している²⁶。

GPFN の運用を受託している国民保険基金(the National Insurance Scheme

²⁴ ノルウェー中央銀行投資マネジメント “Government Pension Fund Global Annual Report 2018”

²⁵ 同上 “FUND OPENS OFFICE IN TOKYO”(2015)

<http://www.nbim.no/en/transparency/news-list/2015/fund-opens-office-in-tokyo/>

²⁶ ノルウェー政府 (Government No.) “Active ownership Responsible Ownership”

<https://www.regjeringen.no/en/topics/the-economy/the-government-pension-fund/responsible-investments/corporate-governance/id447008/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

fund, Folketrygdfondet)は「持分に応じた議決権の行使は株主価値の最大化と機能的な金融市場の双方にとって重要である」との立場を明確にしている²⁷。

財務省から下された同基金の運用に関する指令(Management Mandate for the Government Pension Fund Norway)の中でも、国民保険基金(Folketrygdfondet)は国連・グローバル・コンパクト(UN Global Compact)やOECDのコーポレートガバナンスに関するガイドライン(OECD Guidelines on Corporate Governance)や多国籍企業に関するガイドライン(OECD Guidelines for Multinational Enterprises)に基づく積極的株主行動や責任ある投資のための国家標準の策定に貢献すべきとされている²⁸。

GPFGについては、社会的責任投資を重視した株主行動の一環として、投資引上げ「ダイベストメント」(divestment)の流れが顕著である。たとえば2013年に財務省が5つの企業について、その企業活動による深刻な環境被害や児童労働の助長等を理由に、GPFGの投資対象から外す決定を行い²⁹、2015年6月にはノルウェー議会(Storting)がGPFGの石炭関連投資からの引上げを全会一致で可決した³⁰。

2016年には、環境、社会、ガバナンスといった評価基準に則り、合計76社を投資対象から外したり、監視下に置いたりしたが、その内70社は新製品における石炭基準(収入の一定額以上が石炭使用から得られる場合、それらの企業を投資対象から外す)によるものであった³¹。

(2) ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway, KBN)

ノルウェー地方金融公社(KBN)は、ノルウェー中央政府が持株の100%を保有する政府系金融機関であり、高い信用格付(スタンダード&プアーズとムーディーズから最高の格付を獲得)を裏付けとして好条件で資金を調達し、ノルウェーの地方自治体に対して低金利による資金貸付を行っている。ノルウェーの地方自治体のうち100%がKBNの顧客であった(2018年12月末)³²。

総資産は4,577億NOKである。預金を受け入れない金融機関のため、資金調達は債券発行によって行っている。海外での起債が中心であり、債券発行残高4,029億NOKである。貸出は3,036億NOKで、1,165億NOKは債券に投資している(2018年12月末)。

なお、保有する債券と利付証券の大部分は外国債券であり、海外の政府機関や中央銀行、地方自治体、多国間開発銀行が発行したものや、海外の政府機関

²⁷ 国民保険基金(Folketrygdfondet) “Ownership report”

<http://www.folketrygdfondet.no/ownership-report/category388.html> (2020年1月28日閲覧)

²⁸ ノルウェー財務省 “Management Mandate for the Government Pension Fund Norway” (2010年12月21日)

<https://www.folketrygdfondet.no/getfile.php/13956-1395747871/Dokumenter/Engelske%20dokumenter/Management%20mandate%20for%20the%20Government%20Pension%20Fund%20Norway%202011.pdf>

²⁹ ノルウェー政府 “Decisions about active ownership and divestment” (2013年10月14日)

<https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/decisions-about-active-ownership-and-div/id742311/>

³⁰ ノルウェー議会 (Stortinget) “The Storting has made the unanimous decision to pull the Government Pension Fund Global (GPFG) out of coal.” (2015年5月28日)

<https://www.stortinget.no/en/In-English/About-the-Storting/News-archive/Front-page-news/2014-2015/hj9/>

³¹ ノルウェー中央銀行投資マネジメント “Government Pension Fund Global Annual Report 2016”

³² ノルウェー地方金融公社 「2018年次報告書」

<https://www.kommunalbanken.no/jp/>

の保証付き債券である。

4. 預金保険制度の枠組み

ノルウェー預金保証基金(Norwegian Banks' Guarantee Fund, Bankenes sikringsfond)により、ノルウェー国内居住の顧客は 200 万 NOK(利息を含む)までの預金が保護される³³。また、特定のライフイベント(例：不動産売却・離婚・相続)に伴い生じる預金についても、最大 12 ヶ月まで上限を設けずに保護されている。ノルウェー預金保証基金は、2004 年 7 月 1 日より施行された保証スキーム法(Guarantee Schemes Act)に基づき、商業銀行の保証基金と貯蓄銀行の保証基金が統合する形で設立されたものであり、ノルウェーに本社を持つ全ての商業銀行及び貯蓄銀行は加入が義務付けられている。2019 年 10 月時点のメンバー機関数は 130(うちノルウェーに本店を持つ機関 122、外国金融機関支店 8)³⁴である。

ノルウェー預金保証基金の総資本は 355 億 NOK であり、これは保証対象となっている預金総額の 2.7%に相当する。また、総資本の 98.4%にあたる 349 億 NOK を債券や手形(bonds and bills)で運用している(2018 年 12 月末)³⁵。同基金は 2014 年に成立した EU の預金保険スキーム指令(Deposit Guarantee Scheme Directive, DGSD)とも共同歩調を採っている。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

預貯金に対する利子収入、キャピタルゲイン等に対しては原則 22%が課税される(2019 年)³⁶。

個人の所得に関する税制度は、まず賃金・給与所得を合算して個人所得(personal income)を計算し、そこから各種控除を差し引いた課税対象額(ordinary income)に対して、一律の税率が課される。加えて、個人所得に一定の累進課税(bracket tax)や社会保障費用(social security)が課される。

³³ 保証スキーム法(Guarantee Schemes Act)Section 2-5 および 2-10

³⁴ ノルウェー預金保証基金“List of Members”
<https://www.banknessikringsfond.no/list-of-members/category957.html> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

³⁵ 同上 “Annual Report 2018”

³⁶ Deloitte “International Tax – Norway Highlights 2019”
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-norwayhighlights-2019.pdf>
(2020 年 1 月 28 日閲覧)

第3章 郵便貯金の概要

現在、ノルウェーの郵便貯金は、DNB 銀行(DNB Bank ASA, Dnb NOR ASA)からノルウェー・ポスト(Norway Post, Posten Norge)が業務を受託し、郵便局を通じて銀行サービス(banking services)を提供している。

なお、ノルウェー・ポストによる国民への銀行サービスの提供義務は、2012年に郵便局や店舗内郵便局(post in shop)が配置されていない地方の郵便業務(rural postal service)の範囲内でのサービス提供に限定され、このサービス提供のための費用は政府から支出される。

郵便局及び店舗内郵便局での銀行サービスの提供についてノルウェー・ポストは、DNB 銀行との間で契約を締結している³⁷。しかし、2019年12月31日を期限とするこの契約は、2020年中に終了する見通しとなっている³⁸。ノルウェー・ポストは、DNB 銀行との契約終了後も政府の協力を得て地域への銀行サービスを継続できるかどうか、検討を進めている。

ノルウェー・ポストは経費削減のため郵便局から店舗内郵便局への転換を進めており、ネットワークは、郵便局(Post offices)30局、店舗内郵便局(in-store post offices)1,314カ所、地方の移動郵便局(rural post routes)約1,450カ所等となっている(2018年12月末)³⁹。

2016年1月1日より2015年9月4日の郵便サービス法(Act No. 91 of 4. September 2015 Relating to the Provision of Universal Postal Services (The Postal Services Act), Lov om posttjenester (postloven))が施行され、国内郵便市場は完全自由化された。これにより、2015年12月31日をもってノルウェー・ポストに認められていた50グラム以下の封書取扱いについての独占権が廃止された。また、ノルウェー・ポストは2016年3月5日をもって、土曜日の郵便配達業務を廃止した⁴⁰。

土曜日の新聞配達業務については、同法施行後も一時的措置としてノルウェー・ポストが担ってきたが、交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)は公開入札にて Kvikkas 社を選定し、2016年11月以降の土曜日の新聞配達業務は同社が担うことが決定した⁴¹。

また近年の引受郵便物数の減少に伴い、ノルウェー・ポストは2018年1月から、速達(priority)と通常(non-priority)の2種類の郵便種別を統合し、送達日数を2日とする新しい郵便サービスの提供を開始した⁴²。同社はかねてから、これによって飛行機輸送の削減や鉄道輸送の拡大が可能になると説明しており⁴³、コスト削減効果を期待している。

1. 郵便貯金の設立目的・沿革概要

ノルウェーの郵便局は1647年、民間企業に営業独占権を与えることにより

³⁷ DNB グループ “Annual report 2013”

³⁸ ノルウェー・ポスト “Quarterly report, 1st quarter 2019”

³⁹ 同上 “Financial Report 2018”

⁴⁰ 同上 “Sustainability Report 2016”

⁴¹ 同上 “Results as of 1st half-year 2016”

なお、Kivikkas 社は、オールセンに本拠地を置く物流事業者である。

⁴² 同上 “Sustainability Report 2017”

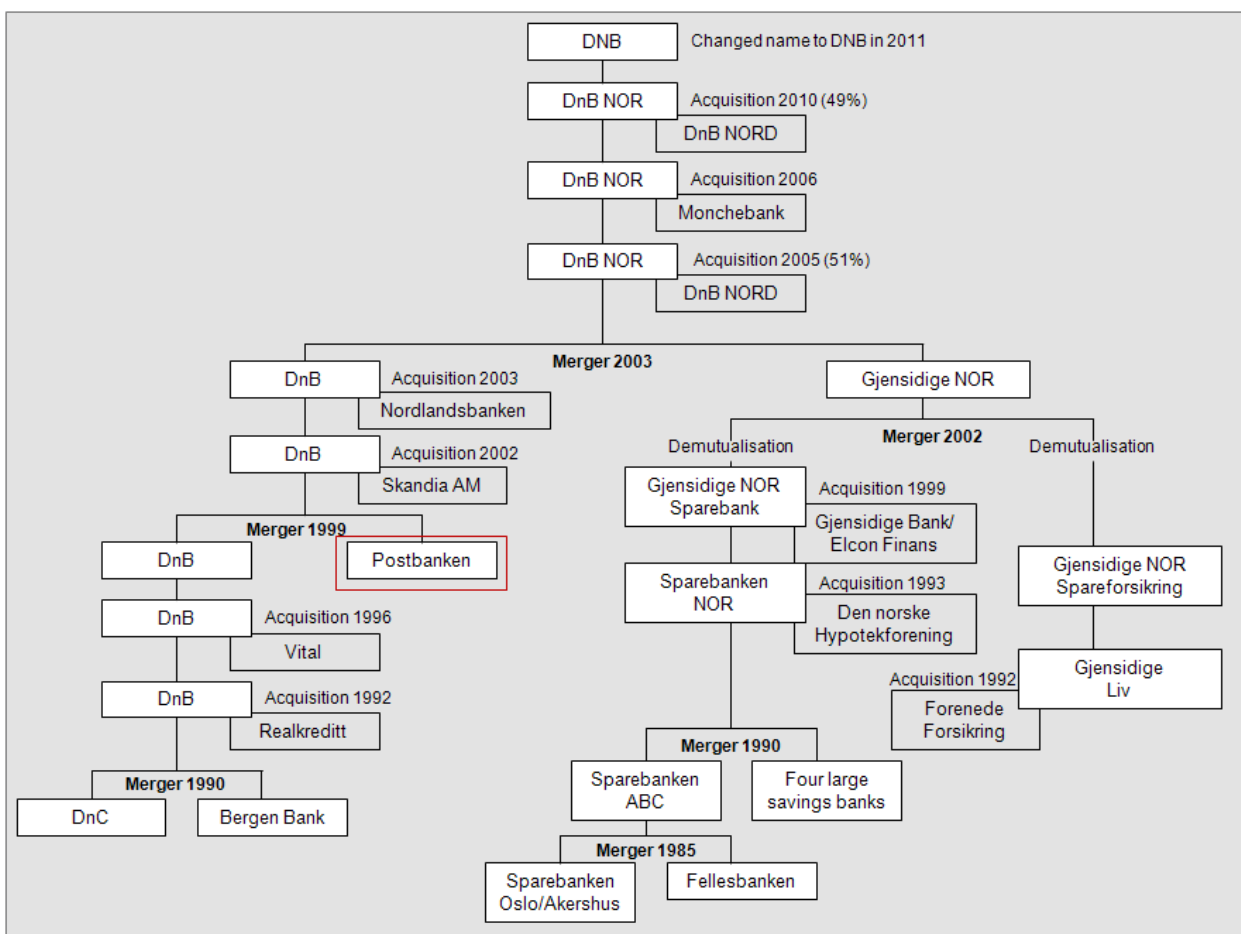
⁴³ 同上 “Financial Report 2016”

創設された。1719年には国営事業化、1888年には郵便サービス法施行により営業独占権が強化され、1969年には、事業決定権が郵便総局に移行された。

郵便貯金は、1860年頃より、イギリスで郵便貯金が設立されたことを皮切りに、1884年にスウェーデン、1886年にフィンランドで設立された流れを受けたものである。しかし、ノルウェーでは、当時から大きな勢力であった貯蓄銀行(savings banks, Sparebankenes)を中心として反対が多く、1888年の郵便サービス法施行時には、今後、郵便貯蓄銀行の設立議案審議を行わないことが下院で決定された。その後、1939年にも郵便貯蓄銀行設立草案が作成されたが、審議は延期された。ドイツ占領下の1945年2月にも郵便貯金法が制定されたものの、占領解放後には再び見直された。その後、消費抑制と貯蓄奨励によりインフレーションを抑制する必要性が高まり、1948年にノルウェー郵便貯蓄法が上下院で可決された。

郵便貯蓄銀行は1995年に公社化され、その後、1999年に当時最大規模であったデン・ノルスケ銀行(Den norske Bank、現 DNB 銀行)と合併した。デン・ノルスケ銀行は2003年に銀行・保険会社である Gjensidige NOR と合併して DnB NOR グループと改め、2011年に名称を DNB グループとした(図表 7)。

図表 7: DNB 銀行の沿革



(出所) DNB グループウェブサイトをもとに作成

2. 組織・経営形態

(1) 経営形態

ノルウェー・ポストの郵便貯金事業は、1995 年、財政支出抑制の流れを受けて政府が全株式を所有する郵便貯金公社に転換し、その後 1999 年にデン・ノルスケ銀行(現 DNB 銀行)と合併した。現在、ノルウェー・ポストは DNB 銀行から業務を受託する形で、郵便局や店舗内郵便局での銀行サービスを提供している。

ノルウェー・ポストは 1996 年制定(1997 年施行)の「郵便サービス法」(Act No. 73 of 29. November 1996 Relating to the Provision of Universal Postal Services (The Postal Services Act), Lov om posttjenester (postloven))により、政府から銀行サービスを含むユニバーサル提供義務を課され、郵便サービスに関する排他的な権限を与えられている⁴⁴。

ノルウェー・ポストは政府保有の有限責任会社(limited liability)であり、交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)により管轄されていたが、2017 年 1 月より、運用の責任は産業貿易水産省(Ministry of Trade, Industry and Fisheries)に移った。ただし、ユニバーサル・サービス業務を含む郵便法上の責任は、引き続き交通・通信省が負うこととなっている⁴⁵。

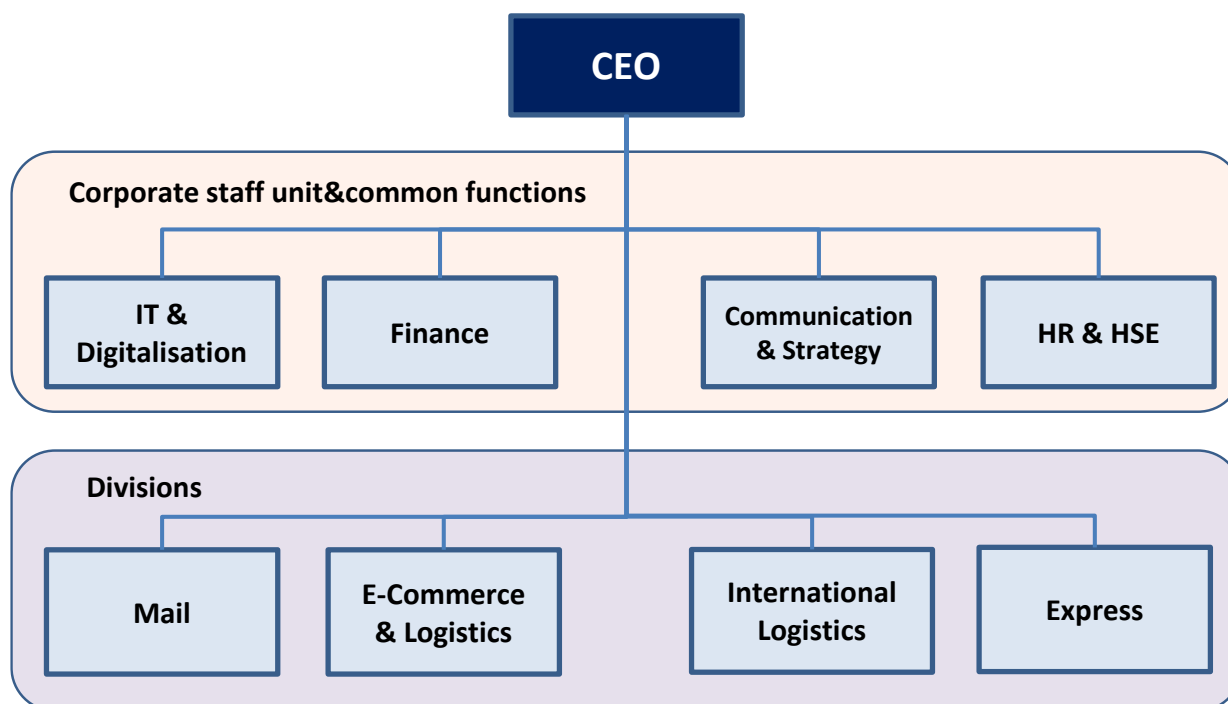
ノルウェー・ポストは、郵便 (Mail)・E-コマース&ロジスティクス(E-commerce & Logistics)・国際物流(International Logistics)・速達(Express)の 4 事業部門によって構成されている(図表 8)。

なお、個人向けサービスと法人向けサービスとでブランドを分けており、個人向けサービスは“Posten”、法人向けサービスは“Bring”というブランドを用いている。

⁴⁴ 同法を改正し、新しい郵便サービス法が 2015 年 9 月 4 日に成立し、2016 年 1 月 1 日より施行された。
(Act No. 91 of 4. September 2015) <https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2015-09-04-91?q=posten%20norge>
(2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁴⁵ ノルウェー・ポスト “Sustainability Report 2016”

図表 8:ノルウェー・ポストの組織図



(出所) ノルウェー・ポストのホームページをもとに作成⁴⁶

ノルウェー・ポストの収益内訳を見ると、**33.8%**を郵便事業が、残りをロジスティクス事業等が占めた (図表 9)。また、収入内訳の推移を見ると、郵便事業の売り上げは近年、減少傾向にある(図表 10)。なお、金融サービスにかかる収入は、郵便事業セグメントに含まれている。

2018 年は、郵便局を通じて金融サービスを提供している DNB 銀行からノルウェー・ポストに対して「(金融サービス提供にかかる)ノルウェー・ポストの取扱手数料(Reimbursement to Norway Post for transaction executed)」として **1.79 億 NOK(2017 年:1.83 億 NOK)**が支払われた⁴⁷。また、政府により地方部での基本的な銀行サービスの提供が義務付けられてきた(ユニバーサル・サービス提供義務)ため、かかるサービス提供に要する追加的な費用は政府が負担してきた⁴⁸。非営利の郵便事業と銀行サービスに対する **2018 年**の政府からノルウェー・ポストへの支払額は **5.36 億 NOK**であった⁴⁹。尚、前述した通り、DNB 銀行からノルウェー・ポストが委託されている金融サービス提供にかかる契約は、**2020 年中に終了する見通し**である⁵⁰。

⁴⁶ ノルウェー・ポスト “Group Structure”
<https://www.postennorge.no/en/about-us/group-structure> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁴⁷ DNB 銀行 “Annual Report 2018”

⁴⁸ ノルウェー・ポスト “Sustainability Report 2016”

⁴⁹ 同上 “Financial Report 2018”

⁵⁰ 同上 “Quarterly report, 1st quarter 2019”

図表 9: ノルウェー・ポストの損益計算書 (2018 年)

	郵便 Mail	ロジスティクス Logistics	その他/内部相殺 Other/eliminations	(mil NOK) グループ合計 Group
総営業収益 Total operating revenues	8,088	17,320	▲ 1,514	23,894
外部収益 Extrnal revenues	7,239	16,666	-	23,894
総営業費用 Operating expenses	7,434	17,338	▲ 1,251	23,522
外部費用 (固定資産除却損含) External expenses including depreciation	6,266	15,560	1,549	23,363
税引前純利益 Earnings before interest and taxes	748	▲ 73	▲ 260	415
税引後当期純利益 Net income for the year	-	-	-	248

(出所) ノルウェー・ポスト “Financial Report 2018” をもとに作成

図表 10: ノルウェー・ポストの収入内訳の推移 (2009-2018 年)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	(億 NOK) 2018
郵便事業 Post	101	97	97	95	96	94	93	91	90	72
その他事業*	126	127	132	134	139	150	158	157	157	167

(注) その他事業=Logistics + Others/eliminations

(出所) ノルウェー・ポスト “Financial Report 2018” をもとに作成

(2) 金融サービス提供の形態

国内の郵便サービス窓口(2018 年 12 月末時点で 30 の郵便局、1,314 カ所の店舗内郵便局、約 1,450 カ所の地方の移動郵便局等)を通じて、各種請求書の支払い受付、口座開設、現金の預入・引出、郵便為替業務といった金融サービスが提供されている⁵¹。2009 年には店内郵便局は郵便局のほぼ 7 倍の拠点数があったが、銀行業務に係る取引件数は郵便局の方が多かった(図表 11)。

⁵¹ ノルウェー・ポスト “Financial Report 2018”

図表 11: ノルウェー・ポストの銀行業務に係る取引数(2009 年)

(百万件)	口座開設	現金引出	預金預入	受取	支払	合計
郵便局 Post office	N/A	2.9	1	0.3	1.5	5.7
店内郵便局 Post-in-shop	N/A	2.6	0.6	0.3	1.4	4.9
移動郵便局 Rural delivery	N/A	0.2	0.1	0.1	0.1	0.5

(出所) PhD Henrik Ballebye Okholm, project manager, PhD Claus Kastberg Nielsen
 “BANK SERVICES IN THE POSTAL NETWORK” (2011 年 1 月 25 日) ⁵²

(3) 窓口取扱時間

郵便局は、平日及び土曜日に営業している。営業時間は店舗により異なるが、オスロ周辺の常設郵便局(8 局)では、平日の開始時間は 7 時～9 時、終了時間は 17～18 時、土曜日の開始時間は 8 時～10 時、終了時間は 15 時が多くなっている(図表 12)。

図表 12: オスロ周辺の郵便局の営業時間 (参考)

郵便局	平日		土曜日	
	開局	閉局	開局	閉局
St. Hanshaugen Post i Butikk, Rema 1000 Ila	7:00	23:00	8:00	21:00
Sofinenberg Post i Butikk, Coop Extra Trondheimsveien	7:00	23:00	7:00	23:00
Vaterland Post i Butikk, Rema 1000 Christian Kroghsgate	7:00	23:00	8:00	22:00
Vika Postkontor	7:30	18:00	10:00	15:00
St. Olavs plass Postkontor	7:30	18:00	10:00	15:00
Oslo Sentrum Bedriftssenter	8:00	17:00	9:00	11:00
Bogstadveien Postkntor	9:00	18:00	10:00	15:00
Grønland Postkontor	9:00	18:00	10:00	15:00

(注) 移動郵便局は除く。

(出所) ノルウェー・ポストウェブサイトをもとに作成 (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁵² https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/SD/Vedlegg/Post/rapport_bankplikt_copenhagen_economics.pdf

3. 主な業務内容

DNB 銀行は、ノルウェー・ポストとの契約に基づき、郵便局や店舗内郵便局で預金の預け入れ・引き出し、振替、請求書払い、といった金融サービスを提供しているが、この契約は 2020 年中に終了する見通しである。ノルウェー・ポストは、契約終了後も政府の協力を得て地域への銀行サービスを継続できるかどうか、検討を進めている。

4. 会計基準と財務諸表

DNB 銀行では、国際会計基準(International Financial Reporting Standards, IFRS)に準拠した会計基準を採用している(図表 13、14)。2018 年の当期純利益は 194 億 NOK であった。

図表 13: DNB 銀行の連結損益計算書

	(NOK million)	
	2017	2018
Total interest income	37,126	42,391
Total interest expenses	▲ 12,709	▲ 15,191
Net interest income	24,416	27,199
Commission and fee income etc.	7,340	8,463
Commission and fee expenses etc.	▲ 3,296	▲ 3,424
Net gains on financial instruments at fair value	5,942	3,659
Profit from investments accounted for by the equity method	0	0
Net gains on investment property	0	0
Other income	6,325	6,231
Net other operating income	16,312	14,928
Total income	40,728	42,127
Salaries and other personal expenses	▲ 9,639	▲ 9,629
Other expenses	▲ 6,904	▲ 6,947
Depreciation and impairment of fixed and intangible assets	▲ 2,318	▲ 2,431
Total operating expenses	▲ 18,860	▲ 19,008
Pre-tax operating profit before impairment	21,867	23,120
Net gains on fixed and intangible assets	2,047	837
Impairment of loans and guarantees	▲ 1,937	▲ 1,029
Pre-tax operating profit	21,978	22,927
Tax expenses	▲ 3,068	▲ 3,561
Profit from operations held for sale, after taxes	0	0
Profit for the year	18,910	19,366

(注)ノルウェー・ポストの業務代行手数料(Reimbursement to Norway Post for transaction executed) は上の表中の“Other expenses”に含まれる。

(出所) DNB 銀行“Annual report 2018”をもとに作成

図表 14: DNB 銀行の連結貸借対照表

	(NOK million)	
	2017	2018
Assets		
Cash and deposits with central banks	151,147	154,595
Due from credit institutions	580,973	428,648
Loans to customers	730,782	793,702
Commercial paper and bonds at fair value	261,994	262,207
Shareholdings	6,310	6,580
Financial derivatives	146,953	138,306
Commercial paper and bonds, held to maturity	9,613	0
Investment property	0	0
Investment in associated companies	9,007	9,541
Investment in subsidiaries	115,142	100,670
Intangible assets	3,515	3,429
Deferred tax assets	8,415	2,664
Fixed assets	7,842	8,413
Assets held for sale	0	0
Other assets	22,092	21,928
Total assets	2,053,787	1,930,683
Liabilities and equity		
Due to credit institutions	332,798	277,437
Deposit from customers	956,525	916,258
Financial derivatives	179,534	162,683
Debt securities issued	326,171	335,317
Payable taxes	3,765	807
Deferred taxes	74	90
Other liabilities	51,103	25,546
Liabilities held for sale	0	0
Provisions	1,652	1,790
Pension commitments	2,906	3,111
Subordinated loan capital	29,538	31,082
Total liabilities	1,884,067	1,754,121
Share capital	18,256	18,256
Share premium	19,895	19,895
Additional Tier 1 capital	16,159	16,194
Other equity	115,411	122,218
Total equity	169,720	176,562
Total liabilities and equity	2,053,787	1,930,683

(出所) DNB 銀行 “Annual report 2018” をもとに作成

第4章 ノルウェーにおけるリテール金融の特徴

ノルウェーのリテール金融においては、ノルウェー・ポスト(Norway Post, Posten Norge)が独特な役割を果たしている点や、貯蓄銀行(savings banks, Sparebankenes)の存在感が強い点が注目される。

1. ノルウェー・ポスト

(1) DNB 銀行のブランド名を用いた銀行サービスの提供

ノルウェー・ポストは郵便局ネットワークを通じて、ノルウェーの最大手の商業銀行である DNB 銀行(DNB Bank ASA, Dnb NOR ASA)の銀行サービスを提供している。このサービスは従来、ポストバンク(Postbanken)のブランド名で提供されていたが、2011 年に DNB 銀行のブランド名に変更された⁵³。ノルウェー・ポストはユニバーサル・サービスの提供を義務付けられており、ノルウェー国民の金融サービスへのアクセスを担保する役割を担っている。

法律上は「ノルウェー・ポストを通じた銀行サービスに関する法律(Law on banking through Posten Norge, Lov om banktjenester gjennom Posten Norge AS⁵⁴)」により、ノルウェー・ポストは郵便局ネットワークを通じて銀行サービスを提供することが義務付けられている(図表 15)。なお、2012 年に提供義務は、地方の郵便局及び店舗内郵便局がない地域⁵⁵に限定された。

図表 15: ノルウェー・ポストを通じた銀行サービスに関する法律(抜粋)

「ノルウェー・ポストを通じた銀行サービスに関する法律(ノルウェー名: Lov om banktjenester gjennom Posten Norge AS, LOV-2002-06-21-44, 英名: Law on banking through Posten Norge)」

第2条

ノルウェー・ポストは、地方部も含めた郵便局ネットワークにおいて基礎的な金融サービスを提供する金融機関としての役割を果たさなければならない。基礎的な金融サービスとは各種料金の支払い、預金及び引き出しを言う(抜粋)。

(出所) LOVDATA “Lov om tilbud av grunnleggende banktjenester gjennom Posten Norge AS' ekspedisjonsnett”
をもとに作成

ノルウェー・ポストは所管官庁の交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)により営業免許を交付されており、これに伴い地方郵便サービスにおける基本的な銀行サービス (basic services in the rural postal services) を提供する社会的義務(social obligations)が課されている⁵⁶。ただし、郵便サービスに関する各種規制の見直しに向けた検討が進められているなかで、ノルウェー・ポストが 2018 年 1 月 1 日に交付された現行の営業免許は暫定扱い(temporary)とされた⁵⁷。

⁵³ DNB 銀行 “Annual Report 2011”

⁵⁴ 正式なノルウェー語名称は “Lov om tilbud av grunnleggende banktjenester gjennom Posten Norge AS' ekspedisjonsnett”である(LOVDATA : <https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2002-06-21-44>)

⁵⁵ これらの地域に対しては、移動郵便局を通じて銀行サービスが提供されているものと推測される。

⁵⁶ ノルウェー・ポスト “Annual and Sustainability Report 2014”。なお、提供が義務付けられているのは地方部における銀行サービスのみであるが、ノルウェー・ポストはそれ以外のサービスもカバーしている。

⁵⁷ 同上 “Financial statements 2018” (Note 25 Regulatory issues)。

(2) 政府による費用負担

ノルウェー・ポストが提供する銀行サービスは、上述の通り公的な金融サービスの性格が強い。このサービスにかかる費用は政府が負担することになっている。非営利の郵便事業と銀行サービスに対する **2018** 年の政府からノルウェー・ポストへの支払額は **5.36** 億 NOK であった⁵⁸。

2. 貯蓄銀行

(1) 貯蓄銀行の特徴

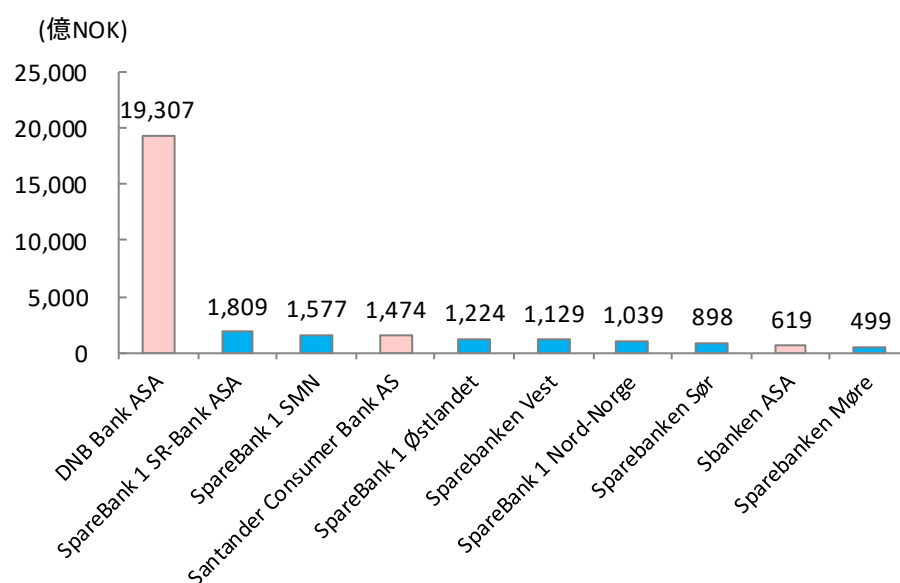
貯蓄銀行は、商業銀行と法律上同等の競争環境で業務を行っている。業務内容はリテールや中小企業金融に加えて、保険・投資商品の取り扱いなど幅広い。

(2) 主な貯蓄銀行

総資産額の多い貯蓄銀行には、SpareBank 1 SR-Bank ASA、SpareBank 1 SMN、**SpareBank 1 Østlandet**、**Sparebanken Vest**、SpareBank 1 Nord-Norge 等がある。銀行総資産額のランキングをみると、**10** 行中 **7** 行が貯蓄銀行であった(図表 16)。

なお、総資産額トップの DNB 銀行も、以前は貯蓄銀行に分類されていたが、第 2 章 1. (1) で述べた通り、主要株主である DNB 貯蓄銀行財団(The Savings Bank Foundation DNB)の株式保有比率が **10%** を下回ったことから、**2015** 年以降、商業銀行とみなされるようになった。

図表 16: ノルウェーにおける総資産額の上位 10 行 (2018 年 12 月末)



(注) 外国銀行支店は含まない。淡紅色は商業銀行、青色は貯蓄銀行のデータ。
(出所) 「ファイナンス・ノルウェー」をもとに作成

⁵⁸ ノルウェー・ポスト “Financial Report 2018”

3. リテール金融機関の位置づけ

ノルウェー・ポストは、郵便局(Post offices)30 局、店舗内郵便局(in-store post offices)1,314 カ所、地方の移動郵便局(rural post routes)約 1,450 カ所等を擁しており(2018 年 12 月末)、これら拠点を活用して、DNB 銀行のサービスを提供している⁵⁹。このサービス提供に対し、DNB 銀行からノルウェー・ポストには「(金融サービス提供にかかる)ノルウェー・ポストの取扱手数料(Reimbursement to Norway Post for transaction executed)」が支払われており、2018 年の支払額は 1.79 億 NOK(2017 年:1.83 億 NOK)であったことが DNB 銀行の決算資料に明記されている⁶⁰。ただし、ノルウェー・ポスト、DNB 銀行ともに郵便局ネットワークを活用した銀行サービスの事業規模については公表していない。

貯蓄銀行は、ノルウェー全体で、銀行数の 61.6%(98 行)、総資産では 37.8% (1 兆 4,591 億 NOK)、預金残高の 43.0%(9,008 億 NOK)を占めている(2018 年 12 月末)⁶¹。貯蓄銀行は、歴史的にノルウェーの銀行業界において大きなプレゼンスを発揮してきたが、第 2 章 1.(1)で述べた通り国内最大手の DNB 銀行の分類が貯蓄銀行から商業銀行に変更されたことで、2015 年以降はプレゼンスがやや低下した形となっている。

4. 個人の金融資産・負債の動向

個人金融資産の合計は 4 兆 6,781 億 NOK、国民一人当たりでは 87.8 万 NOK である⁶²。個人金融資産の構成(図表 17)を見ると、現金(cash and currency)が 0.7%、預金(deposits)が 26.9%、債券(debt securities)が 0.2%、ローン(loans)が 2.2%、株式(equity)が 22.5%、投資信託(investment fund shares or units)が 3.5%、生命保険・年金掛金等 (insurance and pension entitlements, other accounts receivable, etc.)が 43.9%となっている(2018 年 12 月末)。

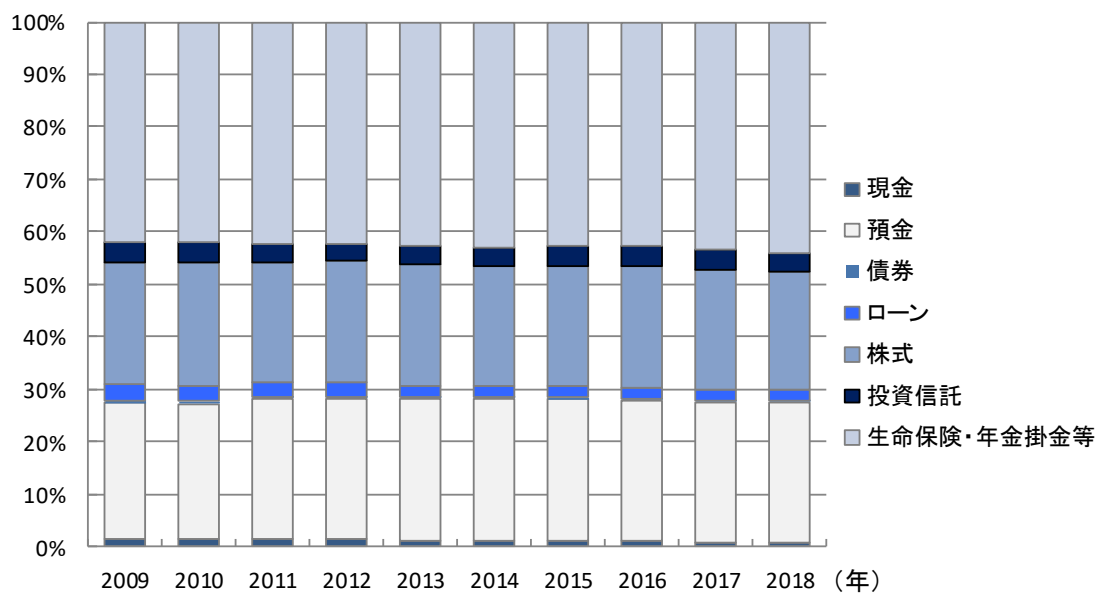
⁵⁹ ノルウェー・ポスト “Financial Report 2018”

⁶⁰ DNB 銀行 “Annual Report 2018”

⁶¹ 総資産と預金残高については、外国銀行支店分(非公開データ)を除いたシェアを算出(図表 4 参照)。

⁶² 2018 年 12 月末の個人金融資産総額を 2019 年 2 月の人口で除して算出。

図表 17: 個人金融資産の内訳推移 (2018 年 12 月末)

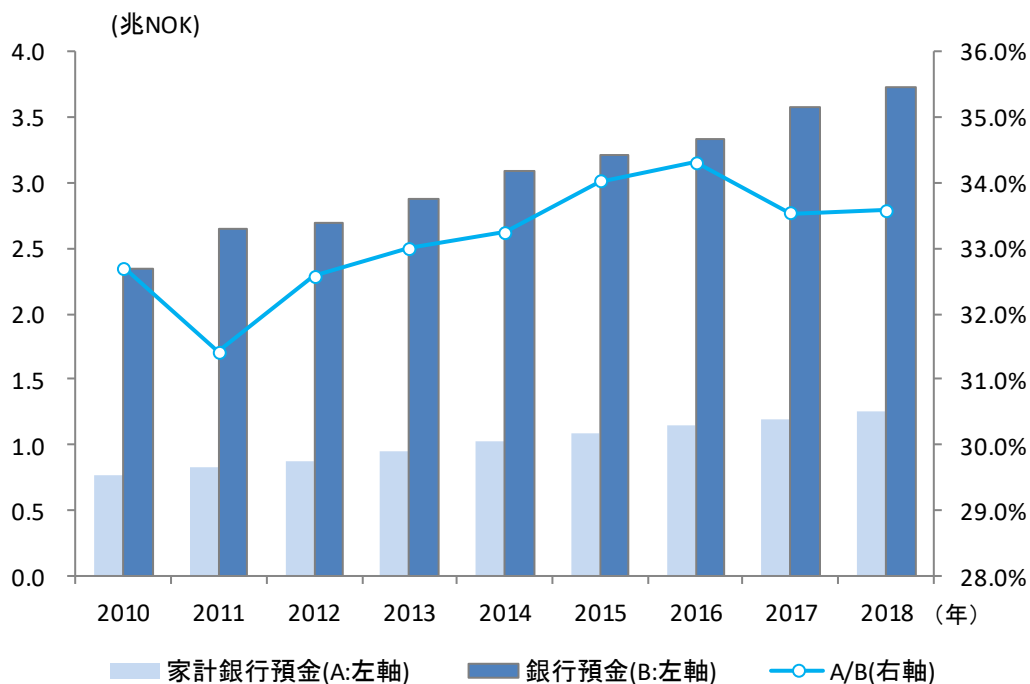


(出所) ノルウェー政府統計(Statistics Norway)をもとに作成

(1) 預金等の受け入れ

家計の金融資産における預金は **1 兆 2,532 億 NOK(2018 年 12 月末)** で、銀行預金に占める家計の預金の割合は **33.6%** であった (図表 18)。

図表 18: 家計の預金残高の推移と銀行預金に占める割合 (2018 年 12 月末)



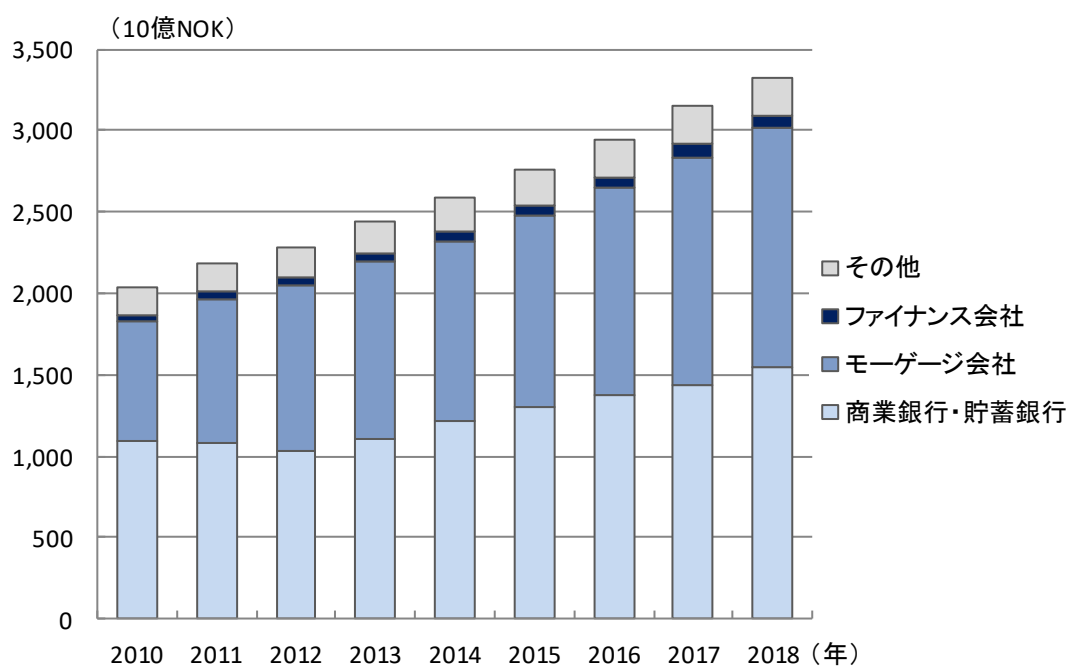
(出所) ノルウェー政府統計(Statistics Norway)をもとに作成

(2) 資金の貸し付け等

近年、家計部門のローン残高は拡大傾向にあり、**2018 年 12 月末には 3 兆 3,294 億 NOK** に達した。機関別ローン残高は、商業銀行・貯蓄銀行が **1 兆 5,438 億 NOK(シェア 46.4%)**、モーゲージ会社が **1 兆 4,675 億 NOK(同 44.1%)**、ファイナンス会社が **774 億 NOK(同 2.3%)**、その他が **2,406 億 NOK(同 7.2%)** であった (図表 19)。

2015 年の家計負債の負担増や住宅価格の高騰を受けて、財務省(Ministry of Finance)は同年 6 月、住宅ローンに対する新規制を導入した⁶³。具体的には、不動産価格に対する借入金額の割合(**loan-to-value ratio**)が上限 85%に制限されたほか、貸し手が借り手の支払い能力を評価する際に、**5%の金利上昇に耐えるかどうかを考慮に入れることが義務付けられた**。この規制は当初、**2016 年 12 月末までの暫定的な措置であったが、後に 2020 年 12 月末まで期限が延長された**⁶⁴。

図表 19: 家計向けローンの機関別残高 (2018 年 12 月末)



(出所) ノルウェー政府統計(Statistics Norway)をもとに作成

⁶³ ノルウェー政府 “Regulation on requirements for residential mortgage loans” (2015 年 6 月 15 日)
<https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/regulation-on-requirements-for-residential-mortgage-loans/id2417372/>
(2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁶⁴ 同上 “New regulation on requirements for residential mortgage loans” (2019 年 11 月 15 日)
<https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/new-regulation-on-requirements-for-residential-mortgage-loans/id2677835/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

第5章 最近の金融動向と今後の展望

1. 最近の金融動向

(1) 国際的な金融規制枠組への参画

近年ノルウェーは、欧州連合(European Union, EU)及び欧州経済領域(European Economic Area, EEA)など、地域レベル・国際レベルの金融規制に対し積極的な協調姿勢を採っている⁶⁵。①バーゼルⅢ、②預金保険制度と銀行破綻処理、の2分野が代表的である。

2013年7月、EUでは金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高めることを目的とした新たな国際決済銀行(Bank for International Settlement, BIS)規制であるバーゼルⅢ⁶⁶の内容を欧州の資本規制に適用するため、第四次資本要求指令(Capital Requirements Directive IV, CRD IV)及び資本要求規則(Capital Requirements Regulation, CRR)が発効された。同指令及び規則では、自己資本の質・量の向上や、資本バッファ要件、流動性比率規制、レバレッジ比率規制の導入などが盛り込まれ、2014年1月1日に施行された。

また、国際金融の規制監督を目的とした国際機関である金融安定理事会(Financial Stability Board, FSB)が主導するグローバルな金融規制改革の下、破綻すると国際金融システムに危機をもたらす可能性がある金融機関を特定し、普通株等 Tier1(Common Equity Tier1, CET1)⁶⁷資本や劣後債等⁶⁸Tier2 資本の積み増しを課すこととなっている。積み増し資本比率は各金融機関の状況により1.5～3.5%となっており、バーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision, BCBS)による査定要件に従い決定される。また、各国ベースでもシステム上重要な金融機関(Domestic Systemically Important Banks, D-SIBs)を選定し、より高い損失吸収力を求めることとなっている。

ノルウェーでは、総資産がGDPの10%以上、融資におけるシェア5%以上といった要件の下、2017年末時点でDNB銀行(DNB Bank ASA, Dnb NOR ASA)とノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway)がD-SIBsに指定されている⁶⁹。

また、2017年末時点のノルウェーにおける最低CET1資本比率は4.5%で、このほかに資本保全バッファ(capital conservation buffer)2.5%、システムック・リスク・バッファ(systemic risk buffer)3%、D-SIBsを対象とするバッファ(buffer for systemically important financial institutions)2.0%、カウンターシクリカル資本バッファ(countercyclical capital buffer)2.0%を積み増す自己資本規制が設けられている。

EUでは、預金保険制度について、2014年に預金保険の支払にかかる日数を段階的に短縮し、預金者の預金を一行当たり10万ユーロ(約1,200万円)⁷⁰を

⁶⁵ ノルウェーは自国産業への影響への懸念等からEUに加盟していない。ただしEEAの枠組みを通じて、EU単一市場へ参加したり、EU指令の国内適用を行ったりしている。

⁶⁶ 日本語訳については、菅谷幸一「バーゼルⅢ最終規則とジョイント・フォーラム報告書「リスク合算モデルの発展」の概要」(『大和総研調査季報』2011年春季号vol.2)に拠った。

⁶⁷ 普通株等 Tier1 は普通株・内部留保・優先株等で構成される Tier1 資本のうち、普通株・内部留保分をさす。

⁶⁸ 劣後債等 Tier2 には劣後債、劣後ローン、一般貸倒引当金等が含まれる。

⁶⁹ ノルウェー中央銀行“Norway's Financial System 2019”

⁷⁰ 便宜的に1ユーロ=120円として概算。

一律に保証するよう参加国に要求する EU 預金保険スキーム指令(Deposit Guarantee Scheme Directive, DGSD)が成立した。

ノルウェーは同指令を国内制度に適合的に採用することを目指しているが、預金保険制度であるノルウェー預金保証基金(Bankenens sikringsfond, The Norwegian Banks' Guarantee Fund)が、1 預金者につき 1 銀行の預金を 200 万 NOK(約 2,400 万円) まで認めているため、同指令をそのまま運用すると、保証金額が大幅に下落することになる。

そこで一時的な措置として、ノルウェー政府は同指令の定める移行経過措置を活用していた。この措置は、10 万-30 万ユーロ(1,200-3,600 万円)の範囲で保証金額を定めている国に限り、2018 年 12 月末までに欧州委員会のレビューを受けることを前提に、EU 基準以上の保証額を認めるものであった⁷²。しかし、この期限までに欧州委員会とノルウェー政府の間で交渉がまとまらず、ノルウェーでの EU 預金保険スキーム指令の運用は見送られている。こうしたなかでノルウェー政府は、2019 年 1 月に金融企業法(finansforetaksloven)を改正し、ノルウェー国内の銀行に口座を有する他の EU 加盟国居住の顧客に対しては預金保証額を 10 万ユーロ(約 1,200 万円)に引き下げる一方、ノルウェー国民に対しては特定のライフイベント(例：不動産売却・離婚・相続)に伴い生じる預金を最大 12 カ月まで上限額を設けずに保護することとした⁷³。

このほか、2014 年には欧州で統一的な銀行の破綻処理制度の構築をめざす EU の指令である銀行再建及び破綻処理に関する指令(Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD)が成立した。ノルウェーも 2017 年に同指令を国内適用し、銀行破綻処理に関する諸制度を整備した⁷⁴。

(2) 金融サービスの動向

ノルウェーでは、本章 2. (1) で詳しく述べるようにキャッシュレス化が進んでおり、これを受けて 1988 年に 2,166 店あった商業銀行・貯蓄銀行の本支店数が 2015 年には 991 店にまで減少している⁷⁵。ATM 台数についても減少傾向にあり、2018 年には前年比 4.4%減の 1,510 台まで落ち込んだ。一方で、POS ターミナルの台数は増加を続けており、2018 年には前年比 0.4%増の 16 万 1,709 台に達した(図表 20)。

⁷¹ 便宜的に 1NOK=12 円として概算。

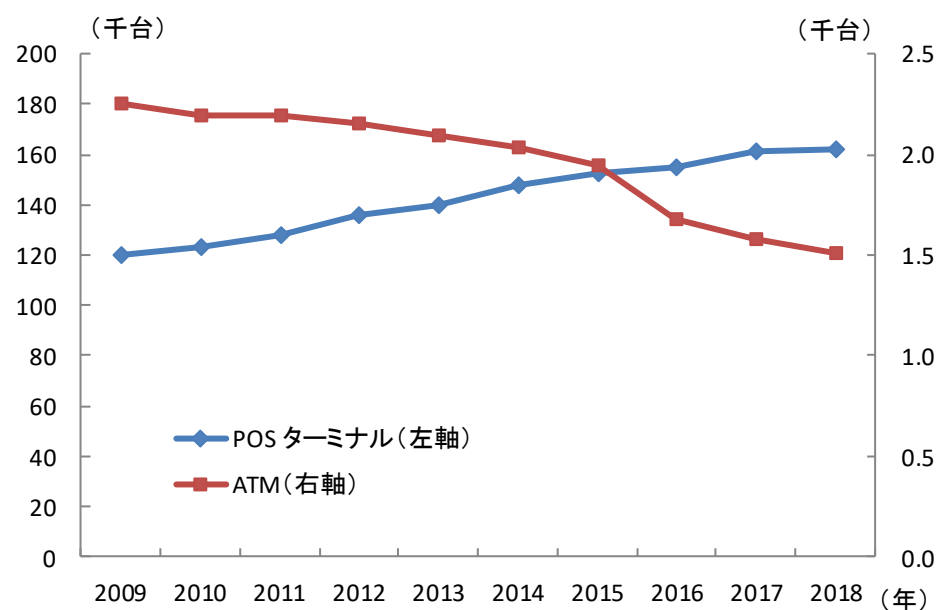
⁷² EUR-Lex “DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL”内 Whereas 条項(23)
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0049> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁷³ ノルウェー預金保証基金 “Changes to the Norwegian guarantee deposit scheme” (2019 年 1 月 2 日)
<https://www.bankenssikringsfond.no/news/changes-to-the-norwegian-guarantee-deposit-scheme-article801-989.html> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁷⁴ ノルウェー政府 “New rules on deposit guarantee schemes and bank recovery resolution” (2017 年 6 月 21 日)
<https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/new-rules-on-deposit-guarantee-schemes-and-bank-recovery-and-resolution/id2558196/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁷⁵ ファイナンス・ノルウェー “Number of bank offices”
<https://www.finans Norge.no/en/statistics/banking-sector/number-of-bank-offices/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

図表 20: POS ターミナル及びATM 台数の推移



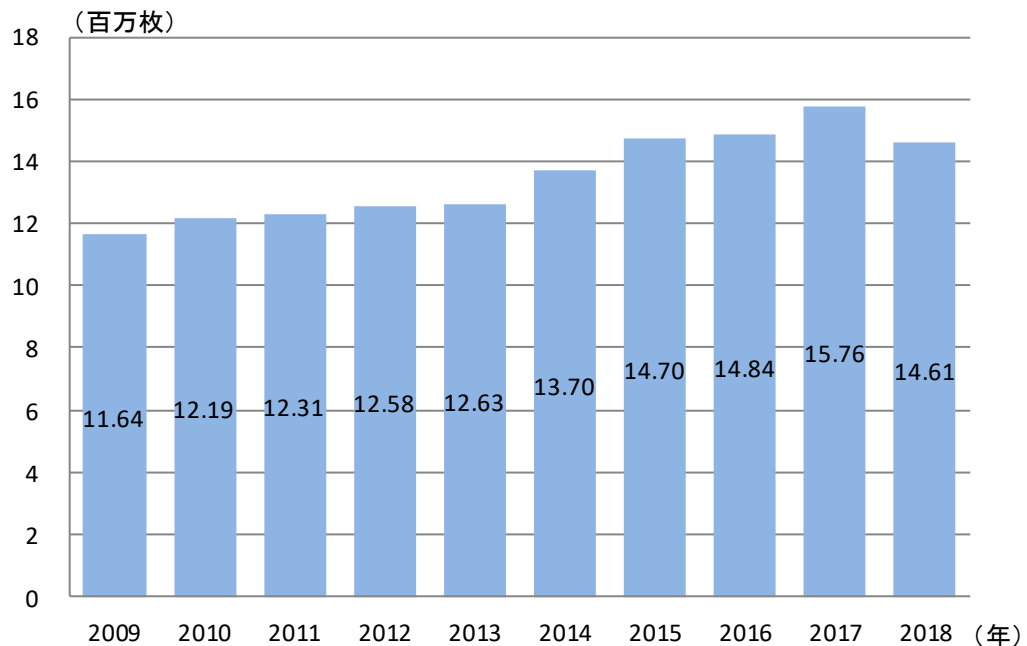
(出所) ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018” をもとに作成

ノルウェーにおけるカードの普及率は高く、15 歳以上による 2017 年のデビットカード所有率は 98.1%(cf.日本は 87.0%)、クレジットカードの所有率は 70.5%(cf.同 68.4%)であった⁷⁶。また、2018 年のカード発行枚数は 1,461 万枚(前年比 7.2%減)であった(図表 21)⁷⁷。発行されているカードの約半数を占めるのが、銀行業界の共通デビットカード・システム BankAxept が利用可能な国際デビットカード(一般的に Visa や Mastercard)で、この次に多いのが国際クレジットカードである。

⁷⁶ 世界銀行(World Bank), “The Global Findex Database 2017”

⁷⁷ ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018”

図表 21: ノルウェー国内でのカード発行枚数推移



(出所) ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018” をもとに作成

(3) 郵便貯金の動向

ノルウェー・ポストは 2011 年、“Digipost”と呼ばれるデジタルチャネルサービスの提供を開始した。これはオンライン上にメールボックスを設置する取り組みで、登録することで重要書類を含む手紙郵便の受取、国内の複数の銀行のオンラインサービスを通じた料金の支払・決済が可能である⁷⁸。このサービスは国内に 187 万人の顧客を有する(2018 年 12 月末)⁷⁹。

郵便ネットワークを通じた金融サービスの提供義務については、金融アクセシビリティの担保及び維持コストの観点から、見直し是非の検討が行われた。ノルウェー交通・通信省(Ministry of Transport and Communication) の 2011 年のレポート⁸⁰では、ノルウェー・ポストに対する金融ユニバーサル・サービス提供義務は、部分的ないしは全面的に見直すことが可能であると結論づけられた。この結論は、ユニバーサル・サービスを頼りにしている人々は限定的(推計 15,000-25,000 人程度)であることや、これらの人々が代替手段により銀行サービスを享受できることを踏まえて、導き出された。また、このレポートでは、ユニバーサル・サービス提供義務を完全に放棄した場合に 1 億 6,600 万 NOK、地方部に限定してサービス提供を継続する場合に 1 億 1,500 万～1 億 3,500 万 NOK、の政府予算が削減できるとの試算も示された。

上記の結論を受けて 2012 年からは、ノルウェー・ポストによる国民への銀

⁷⁸ 郵便貯金サービスを提供する DNB 銀行のオンライン・バンキングとも接続されている。
(Digipost “Senders that use Digipost digital mail services” <https://www.digipost.no/privat/avsendere-alle>)
(2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁷⁹ ノルウェー・ポスト “Financial Report 2018”

⁸⁰ PhD Henrik Ballebye Okholm, project manager, PhD Claus Kastberg Nielsen “BANK SERVICES IN THE POSTAL NETWORK”(2011 年 1 月 25 日)
https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/SD/Vedlegg/Post/rapport_bankplikt_copenhagen_economics.pdf
(2020 年 1 月 28 日閲覧)

行サービスの提供義務は、郵便局や店舗内郵便局が配置されていない地方の郵便業務の範囲内でのサービス提供に限定され、このサービス提供のための費用は政府から支出されることとなった。

(4) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況

ノルウェーは 15 歳以上の銀行口座保有率が 99.7%(2017 年)⁸¹と金融包摂が進展しているため、国内においてマイクロファイナンスやソーシャルファイナンスが政策課題となることは稀であるが、一方でマイクロファイナンスに関する国際協力を官民協働で行っている。

代表的な組織が 2008 年に設立されたノルウェー・マイクロファイナンス・イニシアティブ(Norwegian Microfinance Initiative, 旧 NMI)で、同組織のミッションは途上国のマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions, MFIs)への援助を通じて、貧困層のエンパワーメントや雇用創出をめざすことである。特に発展途上国における貧しい女性を対象としたマイクロファイナンス機関への投資や貧困層を支援する機関を構築することでミッションを遂行してきた。

旧 NMI は官民双方が参加する機関であり、国有企業のノルウェー途上国投資ファンド(Norwegian Investment Fund for Developing Countries, Norfund)と、商業銀行の DNB 子会社の DNB 生命保険(DNB Livsforsikring ASA)、生命保険会社大手 Kommunal Landspensjonskasse(KLP)、ノルウェーの大手投資会社 Ferd、長期貯蓄や保険をノルウェーとスウェーデンで取り扱う Storebrand といった民間の機関投資家により設立された。設立時の投資資本金は 6 億 NOK であり、この資本金の約半分は Norfund を通じてノルウェー政府から出資された。

2016 年 5 月、旧 NMI は拡大発展する形でノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ(Nordic Microfinance Initiative, NMI)を立ち上げた。NMI には旧 NMI メンバーに加え、デンマークの自治的投資ファンドである IFU(Danish Investment Fund for Developing Countries)や、社会的投資を手掛けるノルウェー企業の TD Veen やデンマークの年金ファンド Pædagogernes Pension(PBU)も参画している(図表 22)。この北欧での協力、特に、IFU の参加は、旧 NMI を強化するだけでなく、マイクロファイナンス投資のための北欧のプラットフォームを確立し、さらに発展することを可能とするとしている。そして、開発途上国において、貧しい人々の雇用、富、社会的持続可能性の創出に大きく貢献できると期待されている。出資金は、Norfund と IFU がそれぞれ約 1/3、民間企業が合計で約 1/3 の比率で拠出している⁸²。

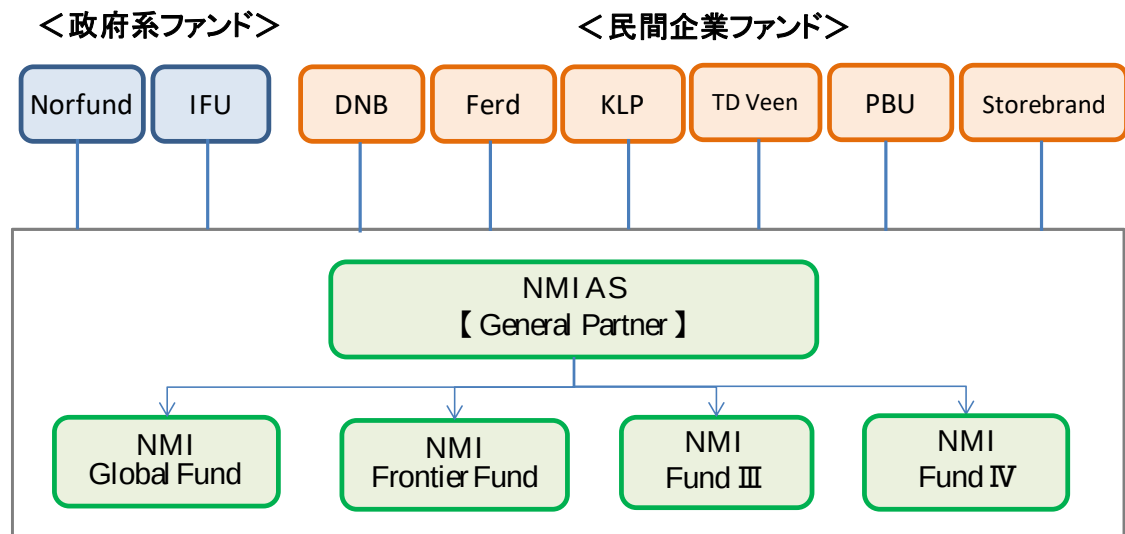
NMI はジェネラルパートナーの NMI AS の下で 4 つのファンドを運用する⁸³。

⁸¹ 世界銀行 “Global Findex Database”

⁸² ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ “NMI Fact Sheet”
<https://www.nmimicro.no/media/NMI%20Fact%20Sheet.pdf> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁸³ 同上 “NMI’s Funds”
<https://www.nmimicro.no/about/introduction#funds> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

図表 22: ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブの組織図



（出所） NMI ウェブサイトをもとに作成

NMI Global Fund は主にマイクロファイナンス投資ビークル(Microfinance Investment Vehicles, MIVs)によって率いられるマイクロファイナンスファンドへの投資を行う。特に強化している地域としては、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアが挙げられる。

NMI Frontier Fund は主に新興マイクロファイナンス機関に直接、またはマイクロファイナンス投資ビークルを通じて投資する。新興マイクロファイナンス機関は一般的に見て小さくかつ新しい、成長の著しい機関であり、特に挑戦的で困難な地域にサービスと製品を提供している機関である。NMI Frontier Fund が注力しているのはカメルーン、ガーナ、マリといったサブサハラアフリカの地域と、インド、パキスタンといった南アジアである。

NMI Fund III は、財政的な成長と社会的な目標達成を目指す新興マイクロファイナンス機関に投資している。NMI Fund III は最も効果的な方法で新興マイクロファイナンス機関が開発を行い、また社会的な目標を達成することに貢献するため、特定の国(カメルーン、ガーナ、ケニア、マダガスカル、モザンビーク、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、インド、インドネシア)に注力した投資を行っている。

2018年に設立されたNMI Fund IVは、新興マイクロファイナンス機関やマイクロファイナンス投資ビークルを通じて、東南アジア、南アジア、サブサハラアフリカ向けの投資を行っている⁸⁴。

また、NMIはNMI TA⁸⁵ファシリティ(NMI TA Facility)を通じて専門的かつ技術的なサポートを行うとしている。同機関はノルウェー開発協力局(Norwegian Agency for Development Cooperation, NORAD)を通じて政府より資金提供され、運営される。NORADはノルウェー外務省の管轄下にある⁸⁶。

⁸⁴ ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ
<https://www.nmimicro.no/about/introduction#funds> (2020年1月28日閲覧)

⁸⁵ ここでいうTAとは技術援助(technical assistance)を指す。

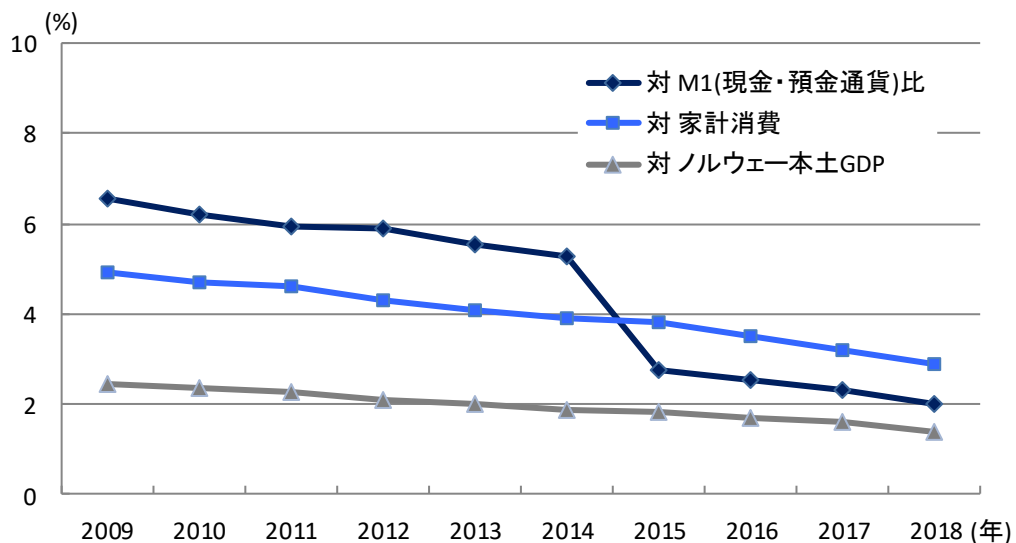
⁸⁶ ノルウェー開発協力局 “About Norad”
<https://www.norad.no/en/front/about-norad/> (2020年1月28日閲覧)

2. リテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の状況

ノルウェーにおけるリテール金融のトレンドとして、決済手段の電子化の進展が挙げられる。**2018 年末の貨幣流通高は 417 億 NOK** で、銀行預金の増加によって対 M1 比率が **2.0%** まで低下した(図表 23)⁸⁷。家計消費および GDP に対する貨幣流通高の割合も同様に低下している。

図表 23: M1、家計消費、GDP に占める貨幣流通高の割合 (2009-2018 年)



(出所) ノルウェー中央銀行資料より引用

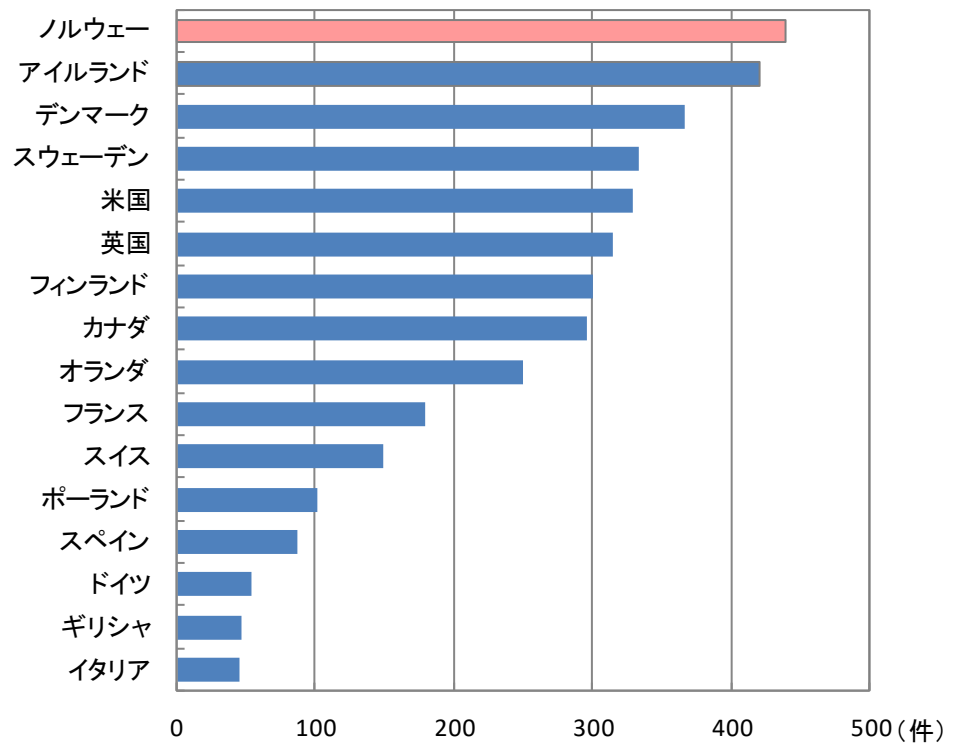
ノルウェーは、**2017 年**における 1 人当たり年間カード利用件数が **439 件**と **国際的にみて高水準**にあり(図表 24)、キャッシュレス化の最先進国といえる。ノルウェーにおける **2018 年**のカード取引件数は **24 億 6,970 万件**(前年比 **7.0%** 増)、カード取引額は **8,667 億 NOK**(同 **3.3%** 増)であった⁸⁸。

また、リテール顧客による口座振替の形態別支払件数についてみると、郵便振替(Postal giro)や電信振替(Telegiro)は減少傾向にある一方、**オンライン・モバイルバンキング(Online and mobile banking)**、自動引き落とし(Direct debit)、即時払い(Instant payments、決済アプリによる顧客口座間の資金移動サービス)は増加傾向にある(図表 25)。即時払いが **2018 年**に急増した主な原因は、は **Apple Pay** と **Google Pay** といったグローバルなモバイル決済アプリがノルウェーでのサービスを開始したことにあると推測される。

⁸⁷ ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018”

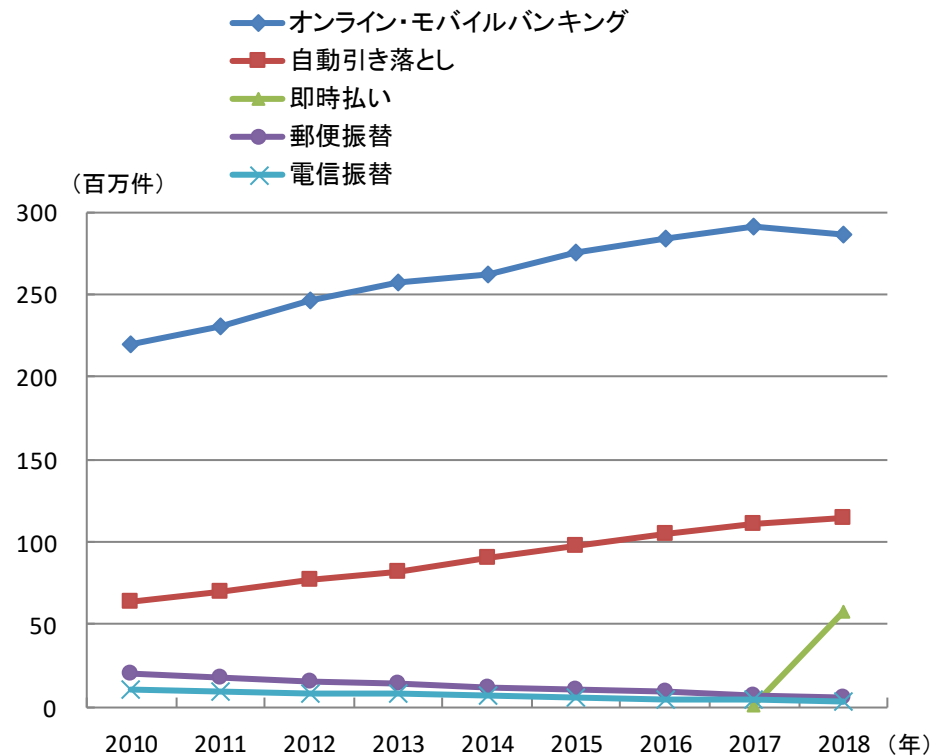
⁸⁸ 同上

図表 24: 国別にみたカード支払い件数（年間1人当たり、2017年）



（出所） ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018” をもとに作成

図表 25: リテール顧客による口座振替の形態別支払件数



（出所） ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018” をもとに作成

(2) モバイル決済の利用動向

2018 年のモバイル決済(Mobile payments)アプリの利用件数は約 1 億 3,140 万件(2017 年実績 : 8,950 万件)、決済金額は約 623 億 NOK(同 : 400 億 NOK)であった(図表 26) ⁸⁹。1 件当たり平均決済金額は 474NOK(同 : 450NOK)である。また、モバイル決済アプリの利用件数の約 8 割を個人間(P2P)決済が占めた。

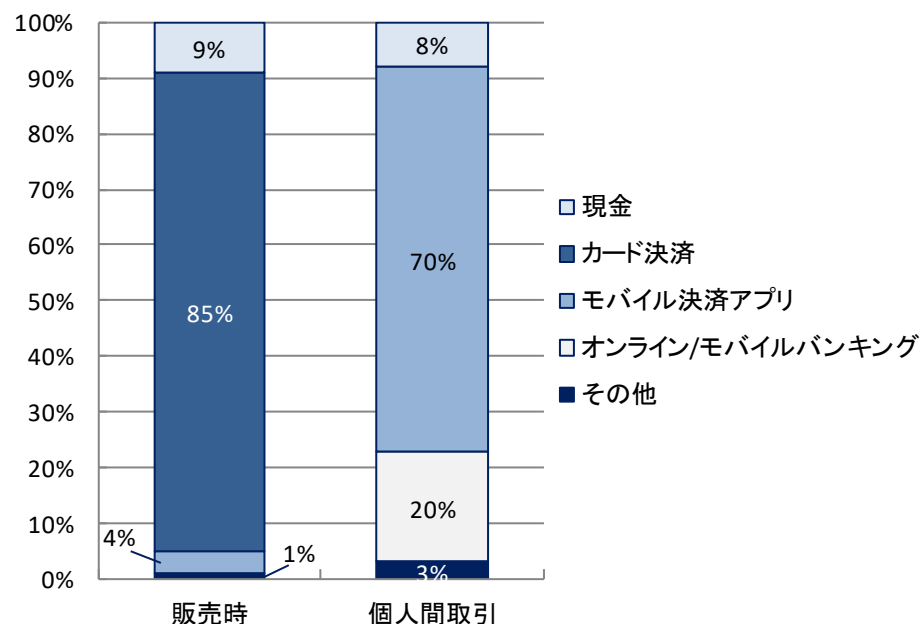
図表 26: モバイル決済アプリの利用 (2018 年)

	件数 (百万件)	金額 (10 億円 NOK)
カード支払い	60.2	23.4
銀行口座からの支払い	71.2	38.9
合 計	131.4	62.3

(出所) ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018”をもとに作成

また、ノルウェー中央銀行が 2019 年に実施した家計調査の結果によれば、販売時の支払いにモバイル決済アプリが利用された割合はわずか 4%であったのに対し、個人間の支払いにモバイル決済アプリが利用された比率は 70%にものぼった(図表 27)。

図表 27: 決済手段の選択に関する家計調査 (2019 年 Spring)



(注) 1. 15 歳以上の 2,000 人を対象にサンプル調査を実施。

2. 販売時とは、小売店・飲食店・自動販売機・美容院・公共交通機関等における取引時点を指す。

3. モバイル決済アプリは携帯電話番号を認証手段として利用する決済手段であるのに対し、モバイルバンキングは携帯電話から銀行ホームページにアクセスしたうえで口座番号やパスワードを入力する決済手段として認識されているものと推測される。

⁸⁹ ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2018”

(出所) ノルウェー中央銀行 “Retail payment 2018”をもとに作成

2017年にノルウェーで利用されているモバイル決済アプリには、DNB銀行が2015年5月に提供を開始したVipps、デンマーク系のDanske銀行が提供するMobilePay、地元のスタートアップ企業が提供するmCashの3種類があったが、mCashは2017年9月、MobilePayは2018年1月にサービスが終了した⁹⁰。これによって、ノルウェー国内でのモバイル決済アプリはVippsに一本化された。

2017年時点でVippsを利用する個人ユーザーは215万人以上、企業・団体等の利用も3万機関に達していたが、DNB銀行は同サービスのさらなる利用拡大に向け、2017年にノルウェー国内の100以上の銀行との提携を組んだ。具体的には、これら提携銀行と共同出資の新会社を設立し、この会社にVipps事業を移管することで、他行の顧客にVippsを提供できるようにした。なお、新会社の設立当初における最大の出資者はDNB銀行(出資比率52%)で、SpareBank1 連合(同25%)や、Eika 連合(同10%)がこれに続いた⁹¹。

一方で、2018年にはApple PayとGoogle Payといったグローバルなモバイル決済アプリが、地元銀行との提携によってノルウェーでのサービスを開始するに至っており⁹²、これらアプリが今後どの程度のペースで普及していくか注目される。

(3) リテール決済に関する規制

ノルウェーでは、2007年に欧州経済領域(EEA)内で成立した第1次決済サービス指令(Payment Services Directive: PSD1)⁹³が2010年から完全施行されている。この指令では、決済サービス提供者が消費者に提供すべき情報や、決済サービスの利用に関する権利と義務が規定されている。また、2018年初めには、オンライン決済サービス利用の容易性・安全性や詐欺・不正利用・障害に対する消費者保護を向上させること等を目的とする第2次決済サービス指令(Revised Payment Services Directive: PSD2)⁹⁴がEU内で成立しており、2019年4月にノルウェーでも施行された。

(4) 政府によるフィンテック対応

ノルウェーでは、デジタル認証が幅広く活用されており、安全で使いやすいデジタル金融サービスを消費者が容易に利用できる環境にある。消費者がデジタルサービスを早い段階から活用する傾向にあること、信頼感の高い社会が形成されていること、伝統的に競争と協調がうまく活用されてきたこと等は、ノ

⁹⁰ ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2017”

⁹¹ DNB 銀行 “Building the digital bank of the future” (2017 年 4 月 28 日)
<http://feed.ne.cision.com/wpyfs/00/00/00/00/00/3E/2B/B3/release.html> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

DNB 銀行 “More than 100 banks join forces over Vipps” (2017 年 2 月 13 日)

<https://www.fintech.finance/01-news/more-than-100-banks-join-forces-over-vipps/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁹² ノルウェー中央銀行 “Financial Infrastructure Report 2019”

⁹³ DIRECTIVE 2007/64/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁹⁴ DIRECTIVE (EU) 2015/2366 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC (2020 年 1 月 28 日閲覧)

ルウェーにおけるフィンテックのさらなる発展に利するとみられている⁹⁵。

民間レベルでフィンテックへの取り組みが活発化するなか、政府は以下の対応を行っている⁹⁶。

第 1 は、サイバーセキュリティの強化である。国家安全保障局(National Security Authority)は、司法公安省(Ministry of Justice and Public Security)や国防省(Ministry of Defence)の意向を受け、様々な公的機関が監督権限を行使するために利用できる ICT セキュリティの中核組織を設立する準備を進めている。同組織の設立が実現すれば、ノルウェー金融監督庁による金融システムの監視能力の向上にもつながると期待される。

第 2 は、暗号資産(crypto-assets, いわゆる「仮想通貨」)に対する規制の検討である。これまでにノルウェーを含む多くの国で、暗号資産への投資に対する警告が監督当局から発せられており、暗号資産の取引に対する規制の導入が検討されている。ノルウェー中央銀行は、暗号資産の利用状況を注視し、必要があれば規制導入を提言するとの方針を示している。なお、2018 年には金融安定理事会(Financial Stability Board)によって、暗号資産のリスクや指標をまとめた評価ガイドが公表された⁹⁷。

第 3 は、中央銀行が発行するデジタル通貨(central bank digital currency, CBDC)の導入に向けた検討である。ノルウェー中央銀行が 2018 年 5 月に公表した報告書⁹⁸によれば、検討の背景には現金利用の減少があり、CBDC は①民間銀行における新たな預金手段、②通常の電子決済システムのバックアップ、③現金を補助するにふさわしい法定通貨、として機能しうる、とのことである。ただし、同報告書には、ノルウェー中央銀行が CBDC の導入を決定するには時期尚早であり、目的や費用対効果についてのさらなる検討が必要であるとも記された。ノルウェー中央銀行は、この検討には長い時間を要するとの見方を示している。

3. 今後のリテール金融機関の展望

(1) 業界をあげたリアルタイム決済のソリューション開発

現在、ノルウェー中央銀行と 2016 年 4 月にファイナンス・ノルウェーによって設立された銀行業界の共通インフラ企業(Bits AS)は、銀行にクレジットリスクを伴わない形でのリアルタイム決済のソリューション開発に取り組んでいる。この取り組みは“Betaling med Raskere Oppgjør”(BRO、「より迅速な決済に向けたイニシアティブ」という意味)と呼ばれている。開発されたソリューションは、2019 年末までの一部の銀行による利用開始を経て、2020 年以内に全てのノルウェー国内の銀行に対して利用が解放される見通しである⁹⁹。

⁹⁵ 報道資料“The current state of fintech in Norway”(2018 年 2 月 13 日)
<https://hernaes.com/?s=The+current+state+of+fintech+in+Norway> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

⁹⁶ ノルウェー中央銀行 “Financial Infrastructure Report 2018”

⁹⁷ ノルウェー中央銀行 “Financial Infrastructure Report 2019”

⁹⁸ 同上 “Central bank digital currencies”(2018 年 5 月)

⁹⁹ ノルウェー中央銀行 “Financial Infrastructure Report 2019”

(2) 国内外で進みつつある統合や連携の動き

ノルウェーのリテール金融に今後大きな影響を及ぼしうる動きとしては、国内の3つの決済関連サービスの統合や、北欧圏での共通決済インフラ構築に向けた検討が挙げられる。

最大の商業銀行であり、郵便局内で提供されている銀行サービスの委託元でもある DNB 銀行は、前述した通り 2017 年に他行と共同で Vipps を提供する体制へと移行した。これに加えて 2018 年 7 月には、ノルウェー競争庁 (Norwegian Competition Authority) や財務省 (Ministry of Finance) からの事前許可を得たうえで、Vipps と BankAxept (ノルウェー国内で多くの加盟店を有する銀行業界の共通デビットカード・システム)、BankID (個人や公的機関等に利用されている銀行業界の共通デジタル ID サービス) の統合も実現した¹⁰⁰。統合によって設立された新会社は、北欧圏で最大級の電子決済・認証事業者として、顧客にコスト効率の優れたサービスを提供していくことを目指している。

また、2018 年 2 月には DNB 銀行を含むノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランドの4カ国の主要7銀行が北欧圏で複数通貨¹⁰¹の共通決済インフラの構築を検討すると発表した¹⁰²。各行の共同発表資料によれば、同インフラの構築は、北欧圏の貿易促進、雇用拡大、デジタル先進国としての競争力維持、等に資すると見込まれるとのことだった。2019 年 3 月には DNB 銀行が検討の取りやめを発表した結果、ノルウェーの銀行が新インフラに参加する見込みはなくなったが¹⁰³、残り3カ国の6銀行は2021年までのインフラ構築を目指して検討を継続しており、その動向が注目される。

¹⁰⁰ BANK ID “Information to suppliers regarding the merger between BankID Norge, Vipps and BankAxept”
<https://www.bankid.no/en/about-us/information-to-suppliers-regarding-the-merger-between-bankid-norge-vipps-and-bankaxept/> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

¹⁰¹ ノルウェー・クローネ、スウェーデン・クローナ、デンマーク・クローネ、ユーロの4通貨。

¹⁰² DNB 銀行 “Nordic banking sector to explore common payment infrastructure”
<http://feed.ne.cision.com/wpyfs/00/00/00/00/00/45/3D/39/release.html> (2020 年 1 月 28 日閲覧)

¹⁰³ ノルウェー中央銀行 “Financial Infrastructure Report 2019”

<出所資料一覧>

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ Bloomberg
- ・ CEIC Global Database
- ・ IMF ”World Economic Outlook October 2019”
- ・ IMF ”FINANCIAL SYSTEM STABILITY ASSESSMENT”(2015 年 9 月)
- ・ World Bank
- ・ 日本国外務省
- ・ みずほ銀行

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ ノルウェー預金保証基金(Bankenens sikringsfond)
- ・ ファイナンス・ノルウェー(Finance Norway)
- ・ ノルウェー金融監督庁(Finanstilsynet)
- ・ 国民保険基金(Folketrygdfondet)
- ・ ノルウェー政府 (Government No.)
- ・ ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway)
- ・ 交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)
- ・ ノルウェー中央銀行 (Norges Bank)
- ・ ノルウェー中央銀行投資マネジメント(Norges Bank Investment Management)
- ・ ノルウェー・マイクロファイナンス・イニシアティブ(Norwegian Microfinance Initiative)
- ・ ノルウェー貯蓄銀行協会(Sparebankforeningen)
- ・ ノルウェー政府統計(Statistics Norway)

【論文・雑誌・業界紙】

- ・ 今井譲『福祉国家の金融システム改革』中央経済社(2007)
- ・ 菅谷幸一「バーゼルⅢ最終規則とジョイント・フォーラム報告書「リスク合算モデルの発展」の概要」(大和総研調査季報 2011 年春季号 vol.2)

【郵政公社・郵貯等】

- ・ ノルウェー・ポスト(Posten Norge)

【民間金融機関等 HP】

- ・ DNB 銀行(Dnb NOR ASA)